

大規模土砂災害時における地域連携マニュアル

平成 29 年 2 月

越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会

■越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会 幹事

本巣市	総務部 総務課長
	産業建設部 建設課長
	根尾総合支所 総務産業課長
揖斐川町	総務部 総務課長
	産業建設部 建設課長
	谷汲振興事務所 地域振興課長
	春日振興事務所 地域振興課長
	久瀬振興事務所 地域振興課長
	藤橋振興事務所 地域振興課長
	坂内振興事務所 地域振興課長
岐阜県	県土整備部 砂防課 土砂災害対策監
	危機管理部 危機管理政策課 岐阜地域防災対策監
	揖斐県事務所 振興防災課長
	岐阜土木事務所 河川砂防課長
	揖斐土木事務所 河川砂防課長
独立行政法人 水資源機構	徳山ダム管理所 管理課長
国土交通省	木曽川上流河川事務所 事業対策官
	横山ダム管理支所長
	越美山系砂防事務所長

大規模土砂災害時における地域連携マニュアル

目 次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 本マニュアルにおいて対象とする土砂災害等	1
1.3 マニュアルの位置づけ（他の災害対応計画・マニュアルとの関係）	2
1.4 計画の更新	2
1.5 土砂災害対応の連携体制	2
2. 防災行動計画の活用	6
2.1 防災行動計画の基本的な考え方と検討経過	6
2.2 防災行動計画の活用方法	7
3. 災害情報等の収集、共有	8
3.1 連絡窓口	8
3.2 防災情報の入手	11
3.3 情報共有にあたっての留意点	12
4. 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣と受入れ	14
4.1 中部地整のリエゾン派遣制度の概要	14
4.2 リエゾン派遣の流れ	16
4.3 連絡系統	17
4.4 派遣前の対応	18
4.5 派遣後の対応	19
5. 土砂災害防止法に基づく緊急調査に係る連携	20
5.1 緊急調査の概要	21
5.2 緊急調査に係る連携対応の流れ	22
5.3 関係機関の連携対応内容	24
6. 施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携	27
6.1 緊急点検に係る連携対応の流れ	28
6.2 土砂災害危険箇所緊急点検における連携体制	29
7. 災害対策用資機材等の相互支援	30
7.1 災害対策用資機材支援	30
7.2 人的支援	31

7.3 応援要請の方法.....	32
------------------	----

8. 住民等への情報提供に係る連携.....	33
------------------------	----

9. 災害時における越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会の緊急開催	35
---	----

9.1 連絡調整会開催までの流れ.....	35
-----------------------	----

9.2 連絡調整会開催の判断と協議事項.....	36
--------------------------	----

9.3 連絡調整会の運営.....	37
-------------------	----

10. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の受入れに係る連携.....	38
--	----

10.1 TEC-FORCE の概要	38
--------------------------	----

10.2 TEC-FORCE 受入れ準備	40
----------------------------	----

1. 総則

1.1 目的

土砂災害は、発生する場所やその規模をあらかじめ精度よく予知・予測することが難しい事象である。また、大規模な土砂災害が発生した場合、その被害は激甚となり社会的な影響も大きく、市町村単独あるいは都道府県単独での対応が非常に困難な状況となる場合が想定される。そのため土砂災害発生時には、関係機関が実施すべき対応を互いに十分把握し、早期に連携を図りながら効果的・効率的に対応していく必要がある。

以上を踏まえ、本マニュアルは、越美山系砂防事務所管内において土砂災害等が発生、または発生するおそれがある場合に、国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所、木曽川上流河川事務所、岐阜県、本巣市および揖斐川町、独立行政法人水資源機構等の各機関が連携して対応するための基本的な事項を取りまとめることを目的とするものである。

1.2 本マニュアルにおいて対象とする土砂災害等

本マニュアルは、越美山系砂防事務所管内（本巣市及び揖斐川町）において、降雨や地震に起因する大規模な土砂災害等が発生、または発生するおそれがあり、国、県、市町が連携して災害対応を行う必要がある場合に適用する。

なお、大規模土砂災害は、「大規模土砂災害危機管理計画（国土交通省河川局砂防部；H20.3.4）」において、次のように定義されている。

＜大規模土砂災害の定義＞

大規模土砂災害とは、地震・豪雨・火山噴火等による土砂災害であって、

- ・大規模な土石流、地すべり等
- ・天然ダム（河道閉塞）のように現象が進行性のもの
- ・同時多発的に発生する土砂災害
- ・火山噴火による火砕流・溶岩流・火山泥流等の大規模土砂流出やそれに伴い発生する大規模な天然ダム

など、対応に高度な技術を要し、通常の土砂災害等に対する体制では限界があり、国の役割が重要なものをいう。また社会的な影響が甚大又は被害が広範囲に及ぶおそれがあるもの、現象の進行により、大規模土砂災害となるおそれのあると認められるものも含まれる。

なお、大規模土砂災害は、現象の時間スケールにより、主に下記の2つに大別されるが、現象が同時多発的若しくは複合的に発生する場合もある。

- (1) 突発型：地震や豪雨時などに発生する土石流や崩壊、地すべりのうち、短時間の現象で、予測やこれによる準備が困難であることから、激甚な被害が発生しやすいもの
- (2) 進行型：地すべり性の土塊の移動、天然ダムの形成とその決壊など現象が長時間にわたるもの及び同一箇所や周辺箇所においてさらなる災害が発生するおそれのあるもの

〔出典：大規模土砂災害危機管理計画（国土交通省砂防部；H20.3.4）〕

1.3 マニュアルの位置づけ（他の災害対応計画・マニュアルとの関係）

本マニュアルは、各機関が有する災害対応計画等との整合を図りつつ運用するものであり、関係機関間で連携して災害対応を行う際の手続きや役割分担、留意事項等を定めるものである。

1.4 計画の更新

本マニュアルは、各機関の担当窓口の変更や管内外で生じる災害対応の経験等を踏まえ、適宜記載内容の見直しを行うものとする。

1.5 土砂災害対応の連携体制

本マニュアルでは、国、県及び市町の基本的な連携項目として、下記に示す①～⑧を対象とする。また、土砂災害対応に係る国、県、市町の役割及び災害時における連携の概念的なイメージを図 1.1 に示す。

一般に降雨に起因する土砂災害は、突然発生するケースは少なく、降雨の総雨量、短時間雨量の組み合わせが相関して発生するものであり、土砂災害発生の前兆現象や小規模土砂災害の発生状況なども含め、情報を十分に共有しつつ、国、県、市町間の連携体制を構築することが重要となる。

一方、地震による土砂災害は震度 5 強以上で発生することが多く、実際には、崩壊に伴い二次的に天然ダム（河道閉塞）が形成されることもある。また、同じ現象であってもその規模等によって異なった対応を行う必要が生じる場合がある。

以上のように、降雨時及び地震時では土砂災害発生の様態が大きく異なることを踏まえ、それぞれの誘因による土砂災害が発生した時の時系列での対応に応じた連携項目及びタイミングを図 1.2 及び図 1.3 に示す。なお、同様の現象であってもその規模等によって異なる対応を行う場合があるため、実際の災害発生状況を踏まえ、本マニュアルに示す連携項目を臨機応変に適用する必要がある。

なお、岐阜県、本巣市及び揖斐川町にあっては、連携内容に応じて土木所管部署が対応するもの、消防防災所管部署が対応するもの及び両者が連携して対応するものがあるが、組織内での役割分担は適宜判断し、円滑な連携対応になるよう配慮する必要がある。

【本マニュアルで対象とする連携項目】

- ① 災害情報等の収集、伝達・共有
- ② 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣と受け入れ
- ③ 土砂災害防止法に基づく緊急調査に係る連携
- ④ 施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携
- ⑤ 災害対策用資機材の相互支援
- ⑥ 住民等への情報の提供・周知
- ⑦ 災害時における越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会の緊急開催
- ⑧ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣と受け入れ

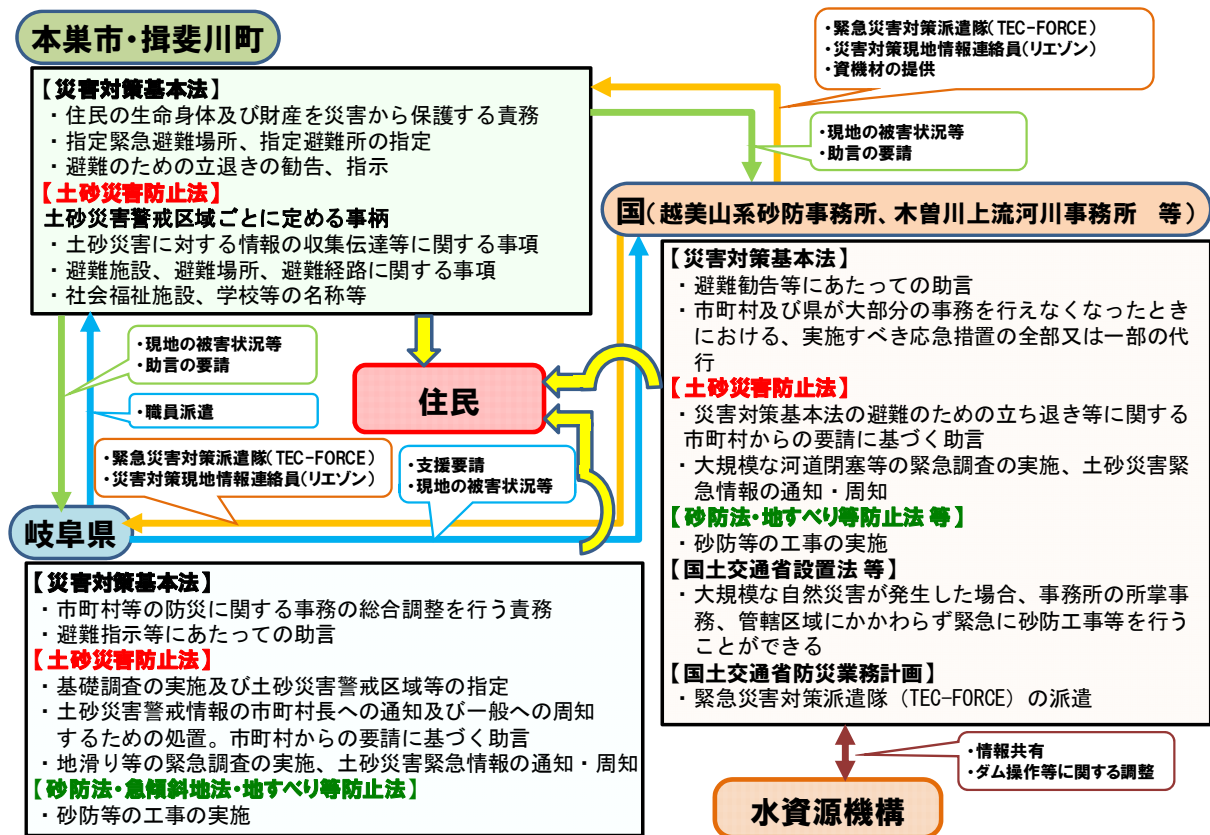


図 1.1 土砂災害対応に係る国、県、市町の役割及び災害時における連携イメージ

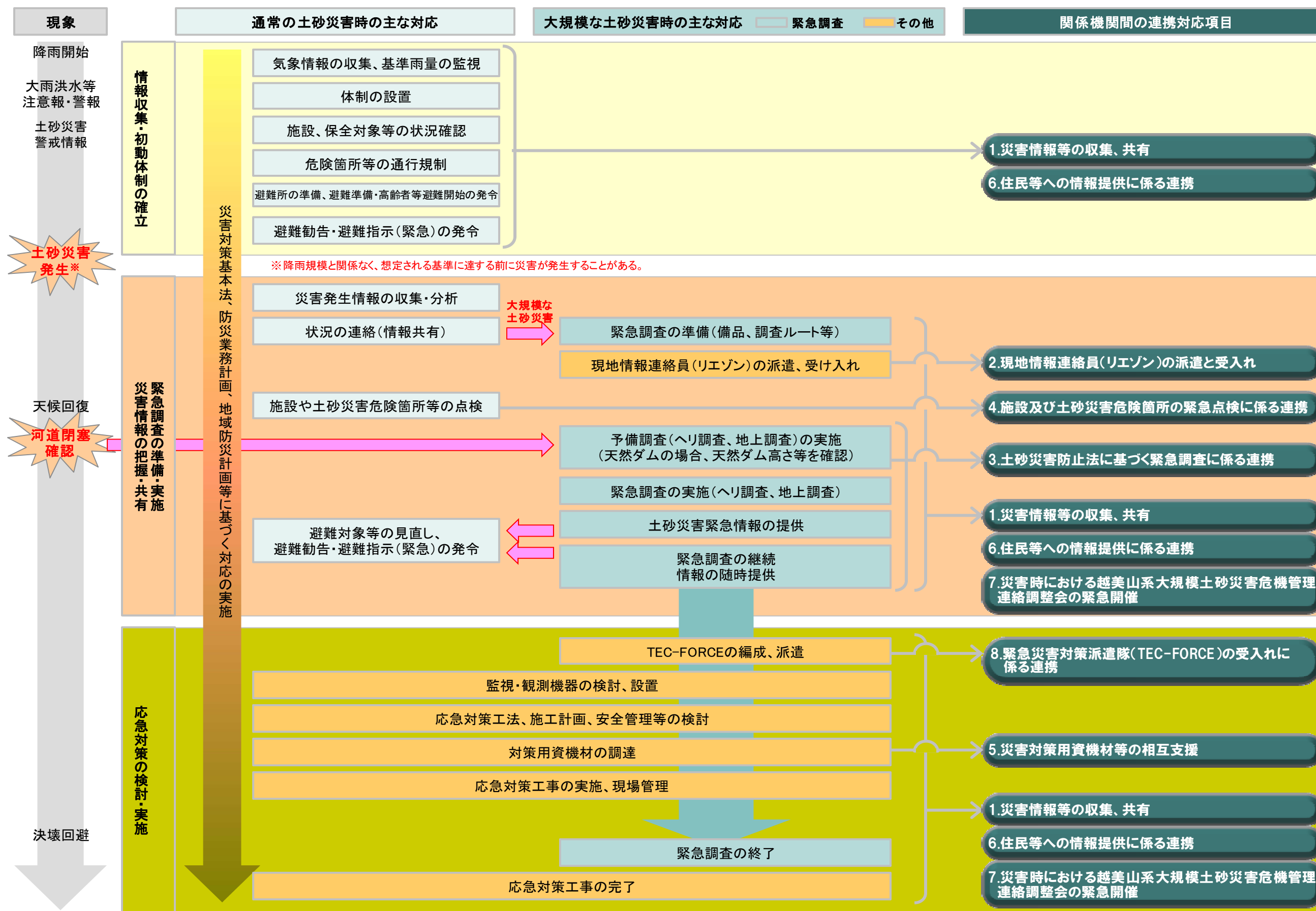
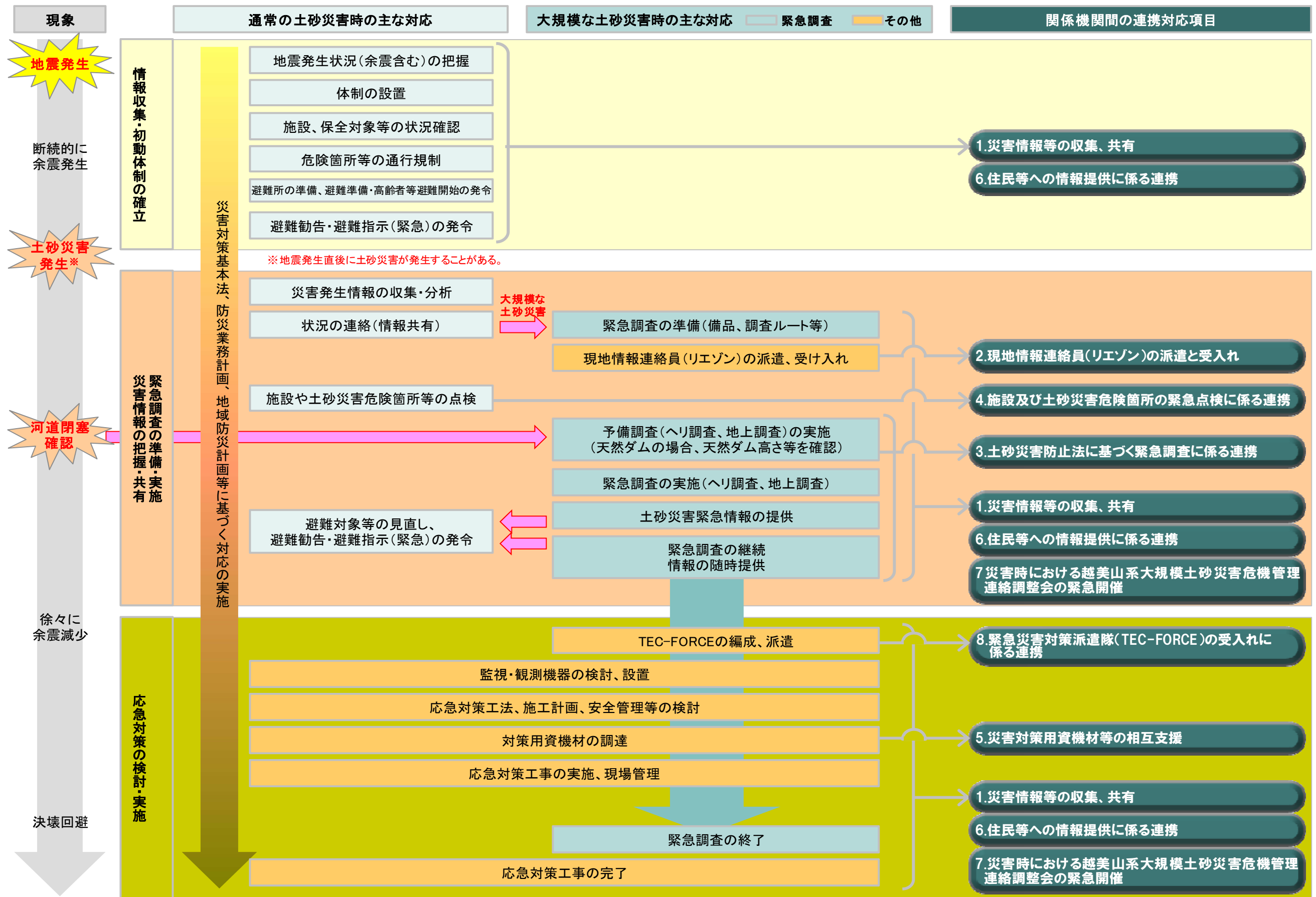


図 1.2 降雨による土砂災害時における一般的な対応・連携フロー



注)このフローは、土砂災害に対する一般的な対応の流れを示したものであり、実際の災害発生時には、それぞれの状況に応じて臨機応変に対応する必要がある。
 なお、緊急調査の実施が決定した段階で、応急対策の検討を開始することが望ましい。

図 1.3 地震による土砂災害時における一般的な対応・連携フロー

2. 防災行動計画の活用

越美山系砂防管内では、これまでに防災訓練を継続的に実施するとともに、本マニュアルの作成・運用等を通じて、大規模土砂災害が発生するおそれのある時、及び発生時における、各機関の防災行動の整理・検討を行っている。一方で、実際の災害発生時には、住民避難を始めとするさまざまな対応を迅速かつ適切に実施する必要がある。

本章では越美山系砂防事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町等が連携して円滑な土砂災害対応を行うために、各機関が実施すべき防災行動を時系列に整理した“防災行動計画”の基本的な考え方及び活用方法を定める。また、巻末資料に「越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画」を掲載する。

2.1 防災行動計画の基本的な考え方と検討経過

(1) 防災行動計画の基本的な考え方

防災行動計画は、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理し、各関係機関の対応等を明確にすることを目的とするものである。本マニュアルに示す土砂災害を対象とする防災行動計画は、大雨警報や土砂災害警戒情報といった各種情報に対し、関係機関が実施すべき防災行動をとりまとめたものである。

本マニュアルに示す防災行動計画で対象としている災害事象及び適用期間は以下のとおりである。

- **想定災害**

- ・ 降雨を誘因とする土砂災害を対象とする。
- ・ 雨の降り始め以前の対応行動も含めた想定が可能な「台風」の接近・上陸を対象とする。
- ・ 災害シナリオは、「通常の土砂災害の発生→土砂災害の多発→天然ダムの形成」という一連の土砂災害の発生を対象とする。

- **対象期間**

- ・ ①天然ダム形成まで（台風の接近・上陸から天然ダムの形成にいたる期間）、及び②天然ダム形成後（天然ダム形成後の初動対応から決壊に備えた警戒避難対応の完了、天然ダム決壊にいたる期間）を対象とする。

防災行動計画を活用することで、越美山系砂防管内における土砂災害発生時の被害軽減に対して、以下の効果が期待できる。

- チェックリストとして活用することで災害対応を事前に把握することが可能となり、対応の抜けをなくすることができる。
- 都度の調整が不要となることで、迅速かつ円滑に行動を行うことが可能となり、被害の防止・軽減が期待できる。
- 状況に応じた関係機関の防災行動及びリスクが事前に把握でき、連携強化につながる。また、関係機関間での対応のばらつきを改善できる。

(2) 防災行動計画の検討経過

防災行動計画の検討経過を以下に示す。

- 第 11 回危機管理検討会 ～平成 26 年 9 月 24 日～
 - ・ 検討の着手（防災行動計画の説明）
 - 訓練 事前説明会・勉強会 ～平成 26 年 11 月 25 日～
 - ・ 防災行動計画（素案）の提示・意見照会
 - 合同防災訓練 ～平成 27 年 1 月 25 日～
 - ・ 防災行動計画（素案）に基づく訓練の実施
- 連絡調整会 第 1 回幹事会 ～平成 27 年 3 月 4 日～
 - ・ 防災行動計画（素案）に対する訓練結果の確認
- 平成 27 年度 第 2 回幹事会（事前説明会） ～平成 27 年 11 月 20 日～
 - ・ 修正方針の確認
 - 平成 27 年度 合同防災訓練 ～平成 27 年 12 月 24 日～
 - ・ 防災行動計画（案）訓練用改訂版に基づく訓練の実施
- 平成 27 年度 第 3 回幹事会 ～平成 28 年 2 月 10 日～
 - ・ 防災行動計画（案）改訂版の確認
 - ・ 今後の運用・改善の方針の確認

2.2 防災行動計画の活用方法

- 平成 28 年度以降の出水期において、防災行動計画に基づく災害対応を実施する。
- 防災行動計画を活用した場合には、実際の災害対応行動と防災行動計画の記載事項との齟齬等、防災行動計画を活用するうえでの課題や改善点を、各機関において整理する。
（災害対応状況に応じて自機関分の加筆・修正を行って構わない。加筆・修正した場合は、連絡調整会の各機関に情報共有するものとする）
- 出水期の途中、もしくは出水期後に、連絡調整会幹事会を開催し、災害対応結果に基づく防災行動計画の検証を行い、必要に応じて防災行動計画を修正する。
- 各機関においては、防災行動計画に基づき、防災計画の改訂を検討する。

3. 災害情報等の収集、共有

国、県、市町の各機関は、地域防災計画、防災業務計画に基づき、様々な手段によって、災害情報等を入手しているが、土砂災害に対して効率的、かつ的確な災害対応を実施するためには、それぞれが得た災害情報等を各機関で共有し、これを活用することが重要である。

本章では越美山系砂防事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町が連携して土砂災害対応を行う際の情報共有に関する基本的な事項を定める。

3.1 連絡窓口

越美山系砂防事務所、木曽川上流河川事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町、水資源機構の連絡窓口を巻末資料1に、また、左記以外の関係機関も含む土砂災害時の主な情報連絡系統を図3.1に示す。

なお、災害時に円滑な情報共有を行うためには、平常時から顔の見える関係の構築に努めるとともに、人事異動が行われる都度、連絡窓口の更新を図る必要がある。連絡窓口の情報として把握しておくべき内容を表3.1に示す。

表 3.1 連絡窓口の情報として把握しておくべき内容

項 目	更新・見直し
各機関の対応組織名（課名、係名まで）	組織改編時、所掌変更時
担当者役職と代理担当者役職	人事異動時、担当変更時
電話番号（夜間連絡先含む）	電話番号変更時
FAX番号	FAX番号変更時

■その他関係機関等連絡先				
近隣市町村	警察署	陸上自衛隊	建設業協会	通信関係
池田町役場 電話：XXXX-XX-XXXX FAX：XXXX-XX-XXXX	揖斐警察署 電話：XXXX-XX-XXXX FAX：XXXX-XX-XXXX	第35普通科連隊第3科 電話：XXX-XXX-XXXX	(一社)揖斐建設業協会 電話：XXXX-XX-XXXX FAX：XXXX-XX-XXXX	(株)NTTドコモ東海支社 岐阜支店 電話：XXX-XXX-XXXX
大野町役場 電話：XXXX-XX-XXXX	北方警察署 電話：XXX-XXX-XXXX FAX：XXX-XXX-XXXX		(一社)岐阜土木工業会 電話：XXX-XXX-XXXX FAX：XXX-XXX-XXXX	NTT西日本 岐阜支店 電話：XXX-XXX-XXXX
			(一社)日本建設機械レンタル協会中部支部 電話：XXX-XXX-XXXX FAX：XXX-XXX-XXXX	
医療機関	交通関係	消防署	気象台	その他
揖斐厚生病院 電話：XXXX-XX-XXXX	樽見鉄道(株) 電話：XXXX-XX-XXXX	揖斐郡消防組合消防本部 電話：XXXX-XX-XXXX FAX：XXXX-XX-XXXX	岐阜地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX FAX：XXX-XXX-XXXX	東邦ガス(株)岐阜営業所 電話：XXX-XXX-XXXX
坂内国保診療所 電話：XXXX-XX-XXXX FAX：XXXX-XX-XXXX	養老鉄道(株) 西大垣駅 電話：XXXX-XX-XXXX	本巣消防事務組合消防本部 電話：XXX-XXX-XXXX FAX：XXX-XXX-XXXX		大垣ガス(株) 電話：XXXX-XX-XXXX
新生病院 電話：XXXX-XX-XXXX	JR東海(株) テレホンセンター岐阜 電話：XXX-XXX-XXXX	本巣消防事務組合北消防署 電話：XXXX-XX-XXXX FAX：XXXX-XX-XXXX		岐阜県LPガス協会 本巣支部 電話：XXX-XXX-XXXX ：XXX-XXX-XXXX
根尾診療所 電話：XXXX-XX-XXXX	名古屋鉄道(株) お客様センター 電話：XXX-XXX-XXXX			岐阜県LPガス協会 電話：XXX-XXX-XXXX
谷汲中央診療所 電話：XXXX-XX-XXXX FAX：XXXX-XX-XXXX	岐阜バス 電話：XXX-XXX-XXXX			本巣市社会福祉協議会 電話：XXX-XXX-XXXX
春日診療所 電話：XXXX-XX-XXXX FAX：XXXX-XX-XXXX	名阪近鉄バス 電話：XXX-XXX-XXXX			中部電力(株) 揖斐川サービスステーション 電話：XXXX-XXX-XXX
久瀬診療所 電話：XXXX-XX-XXXX FAX：XXXX-XX-XXXX				
藤橋国保診療所 電話：XXXX-XX-XXXX FAX：XXXX-XX-XXXX				

図 3.1 土砂災害時の情報連絡系統図 (2/2)

3.2 防災情報の入手

災害時には、対応時期・内容に応じて、さまざまな手段を活用して、必要となる防災情報を入手する必要がある。以下に各機関が取得、発信している情報を整理する。

(1) インターネットによる情報の入手

災害対応に関連する項目別にインターネットから入手できる情報及びサイト一覧を表 3.2 に示す。

表 3.2 防災情報サイト一覧

項目	サイト名または機関	URL
防災情報全般	中部地方整備局	http://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/index.htm
	越美山系砂防事務所	http://www.cbr.mlit.go.jp/etsumi/index.html
	木曽川上流河川事務所	http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/
	岐阜県	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/
	岐阜土木事務所	http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kendo-seibi/doboku-jimusho/gifu/
	揖斐土木事務所	http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kendo-seibi/doboku-jimusho/ibi/
	本巣市	http://www.city.motosu.lg.jp/bousai/index.html
	揖斐川町	http://www.town.ibigawa.lg.jp/category/13-15-0-0-0.html
	水資源機構徳山ダム管理所	http://www.water.go.jp/chubu/tokuyama/
気象情報、地震情報	気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
	気象庁地震情報	http://www.jma.go.jp/jp/quake/
	岐阜地方气象台	http://www.jma-net.go.jp/gifu/index.html
	国土交通省防災情報提供センター	http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/
河川情報、土砂災害情報	国土交通省 川の防災情報	http://www.river.go.jp/
	気象庁土砂災害警戒情報	http://www.jma.go.jp/jp/dosha/
	ぎふ土砂災害警戒情報ポータル	http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/
	ぎふ土砂災害防止法ポータル	http://portal.gifugis.jp/sabo/danger/portal.html
	ぎふ山と川危険箇所マップ	http://kikenmap.gifugis.jp/
交通規制情報	日本道路交通情報センター	http://www.jartic.or.jp/

(2) 監視観測機器による情報の入手

越美山系砂防事務所管内における以下の監視観測機器一覧及び入手方法を巻末資料 3 に整理する。

- 監視カメラ
- 地震観測所
- 水位観測所
- 流量観測所
- 雨量観測所

3.3 情報共有にあたっての留意点

情報共有にあたり、以下の点に留意し実施するものとする。

- 段階に応じた共有内容、判断

I. 気象警報等の発表時 II. 発災直後の初動対応時 III. 大規模土砂災害発生時 IV. 緊急調査や応急対策の実施時といった時間経過に応じて、情報共有すべき内容が異なることに留意しつつ、適時適切な情報共有を行うものとする。時間経過に応じた情報共有内容を、表 3.3 に整理する。

- 積極的な情報収集

過去の災害を鑑みても、災害規模が大きくなるほど、災害発生初期には情報が入ってこない可能性もあることから、さまざまな手段を通じて、自機関の災害対応に必要な情報を積極的に収集するよう心がける。

- 情報の埋没防止

災害情報については、一見重要でない、または人的被害がなくても、関係機関が対応・応援を行う場合に有用な情報となることが多いため、可能な限りすぐ（リアルタイム）に関係機関で共有するよう心がける。

また、FAX やメールで配信した情報については、受信方の未確認による重要情報埋没防止のため、送信側・受信側の相互協力による受信確認を徹底する。

- 状況に応じた情報の速度と精度の判断

災害は、時間に関わらず発生するため、体制が不十分なために対応が後手に回るケースが少なくないが、早期の対策着手によって未然防止、または被害軽減に成功する確率は高まる。（例：代表的な二次災害である火災は、消火開始が早いほど鎮火が早い。）判断に迷う事象も、早期に周囲と共有することによって、最善策の模索に努めることが肝要である。

- 相互確認の徹底

災害発生時には、情報の錯綜、通信中断などにより社会全体が混乱しがちであるが、特に災害対策関係者の連絡等においては、対応の齟齬を防止するため、発信者と受信者の双方によって、日時、情報源などの確認を徹底する。

- 情報内容に応じた優先度の判断

大規模な土砂災害が発生した場合には、各地で発生する被災情報や各機関の対応に関する情報が、同時に入ってくることになり、情報の整理や対応の判断が困難になることも想定される。こうした状況を回避するためにも、各機関に入ってくる情報について、各機関の役割に応じた優先順位をつけることが重要である。例えば、「住民の生命」という観点でみると、市町は、住民の安否確認や救助・救出活動状況（行方不明者や傷病者）等に関する情報は優先度が高く、砂防行政機関は、発生した事象の確認や二次災害の危険性（避難の優先度）に関する情報は優先度が高いと考えられる。

表 3.3 時間経過に応じた各機関が発信・共有すべき情報内容（案）

時間経過	越美山系砂防事務所	岐阜県	本巣市・揖斐川町	木曽川上流河川事務所 水資源機構・中部電力
I 土砂災害警戒情報の発表	☐ 直轄砂防管内、及び周辺※の土砂災害前兆現象 ☐ 他地方整備局を含む広域防災（支援）体制 ☐ 避難勧告等の発令・解除に関する助言	☐ 土砂災害警戒情報 ☐ 土砂災害危険度情報 ☐ 土砂災害前兆現象 ☐ 災害情報 ☐ 交通規制状況 ☐ 防災体制 ☐ 避難勧告等の発令・解除に関する助言	☐ 土砂災害前兆現象 ☐ 避難所の開設状況 ☐ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） ☐ 交通規制状況 ☐ 防災体制	☐ ダムの水位 ☐ 施設・設備点検結果 ☐ ダムの運転方針（協議・調整結果等）
II 災害の発生	☐ 直轄砂防管内、及び周辺※の土砂災害発生情報（第一報） ☐ 広域防災（支援）体制などの広域情報 ☐ 避難勧告等の発令・解除に関する助言	☐ 土砂災害前兆現象 ☐ 被災状況 ☐ 防災体制 ☐ 避難勧告等の発令・解除に関する助言	☐ 災害発生情報（第一報） ☐ 土砂災害前兆現象 ☐ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） ☐ 被災状況（特に、負傷者、要救助者の情報）	
III 大規模土砂災害の確認	☐ ヘリ調査の実施結果 ☐ 大規模土砂災害の有無 ☐ 発生箇所 ☐ 被害状況 ☐ 支援体制（準備） ☐ 避難勧告等の発令・解除に関する助言	☐ ヘリ調査の実施結果 ☐ 大規模土砂災害の有無 ☐ 発生箇所 ☐ 被害状況 ☐ 避難勧告等の発令・解除に関する助言	☐ 大規模土砂災害の有無 ☐ 発生箇所 ☐ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） ☐ 被害状況（特に、負傷者、要救助者の情報） ☐ 以降の対応	
IV 緊急調査、応急対策の実施	☐ 応急対策工事の実施場所、開始・終了、進捗状況 ☐ 応急対策工事に使用する資機材 ☐ 監視観測機器の設置場所・目的、観測データ ☐ 土砂災害緊急情報の内容 ☐ 重大な土砂災害が想定される区域・時期 ☐ 支援体制（準備） ☐ 避難勧告等の発令・解除に関する助言	☐ 応急対策工事の実施場所、開始・終了、進捗状況 ☐ 使用する資機材、 ☐ 監視観測機器の設置場所・目的、観測データ ☐ 重大な土砂災害が想定される区域・時期 ☐ 避難勧告等の発令・解除に関する助言	☐ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の変更の有無・内容 ☐ 避難所の設置 ☐ 運営状況 ☐ 支援要請（要員、物資等の提供、放置車両撤去等による通行路の確保等） ☐ その他、住民の被災状況	

※直轄砂防管内周辺とは、大規模土砂災害発生時に越美山系砂防事務所が対応を行う可能性のある揖斐川流域、長良川流域及び三重県北部地域を想定する。

※避難勧告等は発令基準に従い、避難場所の開設の有無に関わらず、躊躇なく発令する。

4. 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣と受入れ

大規模災害においては、被災した市町単独では十分な災害対応が困難であり、的確な初動対応を実施するためには、県や国との連携が不可欠である。また、その後の災害対応を円滑に実施するためにも、県や国との情報共有は不可欠であり、情報伝達体制を整備しておくことは、災害後の各種問題の軽減・解決、早期復旧・復興にも大きく役立つ。

災害時における情報の伝達の手段の一つにリエゾンの活用がある。リエゾン派遣について、国土交通省と岐阜県とは平成22年2月に「中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ」により、また本巣市、揖斐川町とは「災害時の情報交換に関する協定」により重大な災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、国がリエゾンを派遣し、各種情報を交換することになっている。中部地方整備局が行うリエゾン派遣は、「現地情報連絡員（リエゾン）派遣要領」に基づくこととされている。

本章では、「現地情報連絡員（リエゾン）派遣要領」（H24.11）に基づき、越美山系砂防事務所から岐阜県、本巣市、揖斐川町にリエゾンが派遣される場合における対応の基本的な事項を定める。

4.1 中部地整のリエゾン派遣制度の概要

「中部地方整備局 現地情報連絡員（リエゾン）派遣要領」に示される、リエゾン派遣制度の概要は以下のとおりである。

(1) リエゾンの定義（第2条）

リエゾンとは、地方公共団体の所管施設等に著しい被害が発生または発生が予想される場合に、災害対策本部長または災害対策支部長（以下「本部長等」という）の指示により、該当する地方公共団体へ派遣する職員のことをいう。

(2) 業務の内容（第3条）

リエゾンは、派遣先の地方公共団体と連絡・調整を図り、次の業務を遂行する。

- ① 災害情報、一般被害情報、応急対策活動情報等の収集
- ② 中部地方整備局直轄施設に関する被災情報の提供
- ③ 災害対策用機械、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣に関する情報の収集、提供
- ④ その他、特に重要と思われる情報の収集、提供等

(3) 派遣基準（第4条）

リエゾン派遣は、表 4.1 に示す派遣基準に基づき、本部長等が判断するものとする。

なお、地方公共団体から派遣要請があった場合は、下記に準じて本部長等が判断するものとする。

表 4.1 リエゾンの派遣基準

対象となる災害 事象	派 遣 基 準
地震災害	①管内で震度5強以上の地震を観測した場合 ②東海地震の注意情報が発令された場合 ③その他本部長等が必要と認める場合
風水害	①管内へ大型台風が接近又は上陸する恐れがある場合 ②大規模な浸水被害の発生又は発生する恐れのある場合 ③その他本部長等が必要と認める場合
大規模土砂災害	①管内の国道、県道、市町村道が被災し、孤立集落が発生した場合 ②管内で崩落斜面下部の河道閉塞により、天然ダムが発生する恐れのある場合 ③同時多発的な土砂災害が発生した場合 ④土砂災害による二次災害が発生した場合 ⑤その他本部長等が必要と認める場合
火山災害	①気象庁等が噴火警報（居住地域）を発表し、火山災害対策本部が設置された場合 ②その他本部長等が必要と認める場合
その他の災害	管内で大規模で社会的な影響が甚大と予想される災害で、本部長等が必要と認める場合

4.2 リエゾン派遣の流れ

リエゾン派遣に係る対応の流れは、図 4.1 によるものとする。

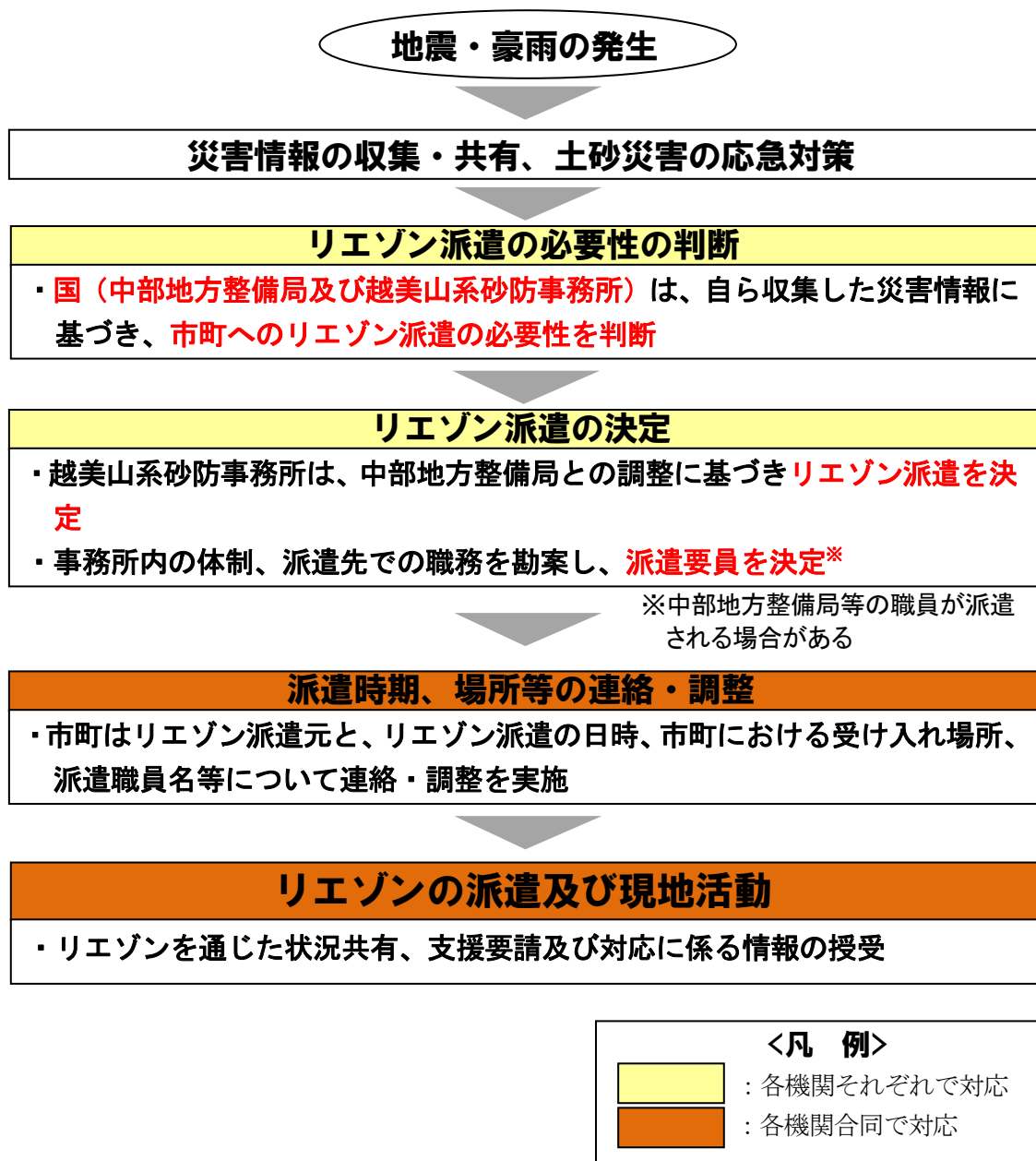


図 4.1 リエゾン派遣の流れ

4.3 連絡系統

越美山系砂防事務所から、岐阜県、本巣市、揖斐川町へリエゾンを派遣した場合の連絡等は、以下のとおりとする。

①情報の連絡

- リエゾンは、派遣先において収集した情報を派遣元である越美山系砂防事務所災害対策支部へ連絡するものとする。また、越美山系砂防事務所災害対策支部は、災害対策本部へその内容を伝達するものとする。
- 越美山系砂防事務所災害対策支部は、リエゾンからの情報を本部及び支部内で情報共有するものとする。
- 中部地方整備局災害対策本部は、リエゾンが市町村から収集した情報を必要に応じて、県へ伝達するものとする。

②課題の解決

- リエゾンが地方公共団体から求められた助言等で自身だけでは解決できない課題については、越美山系砂防事務所災害対策支部において解決のための支援を行うものとする。

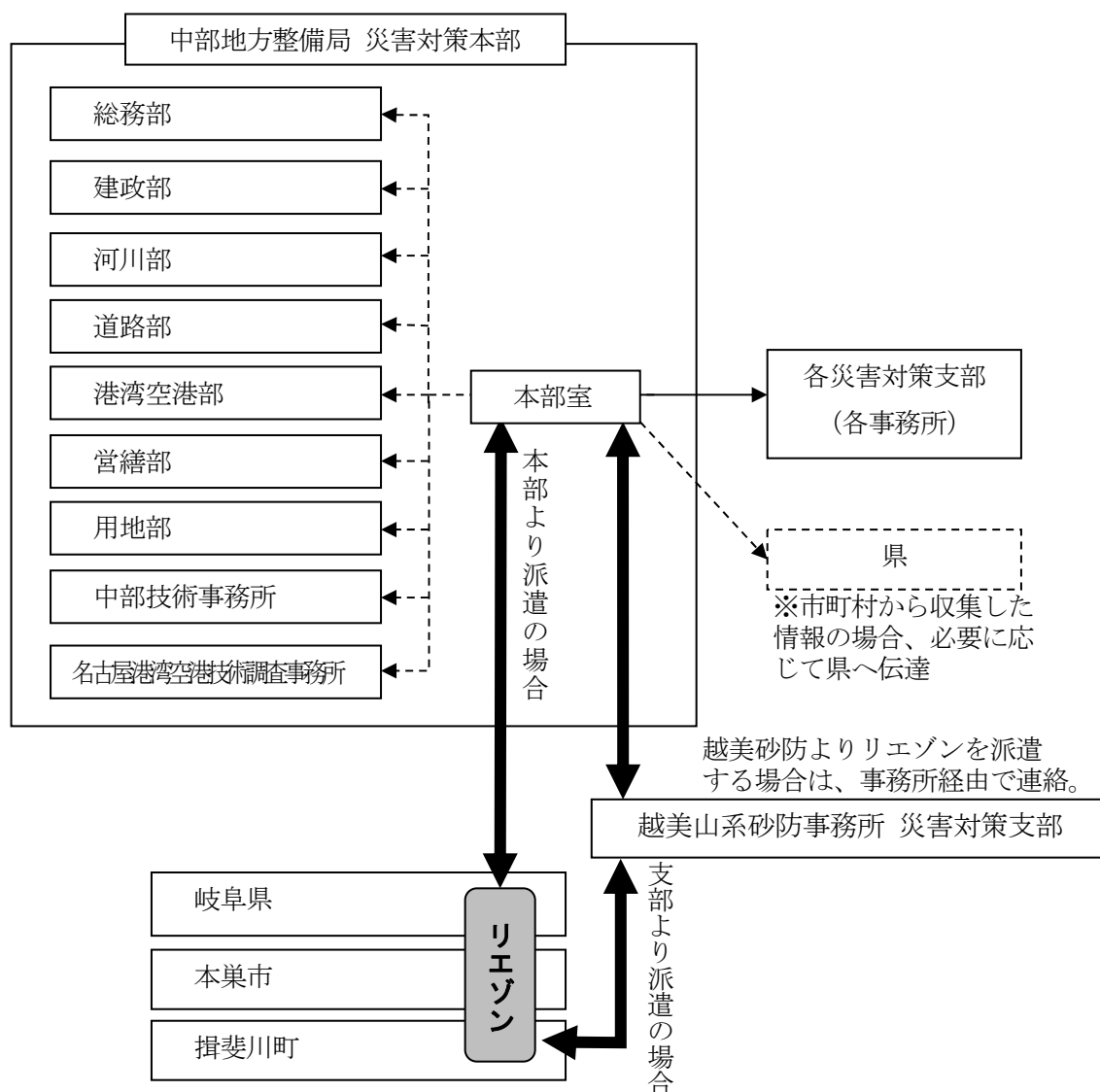


図 4.2 越美山系砂防事務所管内におけるリエゾン連絡系統

（資料）現地情報連絡員（リエゾン）派遣要領（中部地方整備局、H24.11）に加筆

4.4 派遣前の対応

リエゾンが円滑に活動できるように派遣前に準備・調整すべき事項を表 4.2 に示す。リエゾンの派遣元となる越美山系砂防事務所及び派遣先の地方公共団体は協力してこれにあたるものとする。なお、発災時にリエゾンが円滑に活動できるよう下記の事項について、越美山系砂防事務所と市町は平常時から調整しておくものとする。

連絡窓口／災害対策本部内の座席／作業スペース／作業設備の貸与

また、リエゾン派遣職員が派遣時に持参する備品は表 4.3 に示すものを基本とし、派遣時の状況を踏まえ必要な所持品を持参するものとする。

表 4.2 リエゾン派遣前の準備調整事項及び役割分担

	項目	実施主体 (○：実施主体 △：必要に応じて支援)	
		派遣元 (越美山系砂防事務所)	派遣先 (岐阜県、本巣市、揖斐川町)
☐	連絡窓口の確認	○	○
☐	災害対策本部内での席の確保		○
☐	作業スペースの確保		○
☐	作業設備・備品の準備	○	△※1
☐	宿泊・傷病時に係る情報の収集	○	△※2

※1：リエゾンの活動に必要な備品等は派遣職員が準備することを原則とするが、電源、固定電話、FAX 等については派遣先と調整する。

※2：宿泊場所や傷病時の病院等に関する手配は、派遣元が行うことを原則とするが、必要に応じて派遣先も情報提供等の協力を行うものとする。

表 4.3 リエゾン派遣職員が持参する携行品一覧

	携行品	備考
☐	デジタルカメラ	災害対策本部の掲示板等に記載された災害情報を撮影 等
☐	カードリーダー、USB メモリー	デジタルカメラの写真データの受け渡し 等
☐	ノート PC、延長コード	情報の取りまとめ作業 等
☐	インターネット接続用の通信カード等	派遣元とのメール写真データ等の送受信
☐	携帯電話、衛星携帯電話、周辺機器（充電器等）	派遣元との連絡
☐	筆記用具、計算機、	
☐	災害対応に必要な要領・マニュアル等	災害時行動の確認 等
☐	寝袋・着替え・生活用品	
☐	その他、派遣元の指示による携行品	

4.5 派遣後の対応

越美山系砂防事務所からのリエゾン派遣職員が実施する主な対応を表 4.4 に示す。派遣先となる県、市町は、極力リエゾン派遣職員に協力するものとする。

表 4.4 リエゾンが地方公共団体で実施する主な対応項目

項目	対応内容
① 災害情報、一般被害情報、応急対策活動情報等の収集	☐ 地方公共団体の体制 体制移行情報 ☐ 一般被害情報（災害対策本部、消防部局） ☐ 人的被害（死者、行方不明者、負傷者） ☐ 住宅被害（全壊、半壊） ☐ 浸水被害（床下浸水、床上浸水、その他田畑浸水等） ☐ 避難情報（避難勧告、避難指示（緊急）、避難） ☐ 浸水、道路寸断等による孤立情報 ☐ 交通規制情報 ☐ 施設被害情報『鉄道、電力会社の管理施設』に関する被害情報の収集
② 中部地方整備局直轄施設に関する被災情報の提供	☐ 直轄施設（河川、道路等）に関する被害情報の提供 ☐ 施設被害情報『河川・ダム・砂防』に関する被害情報の提供 ☐ 河川破堤・氾濫情報 ☐ 浸水被害（床下浸水、床上浸水、その他田畑浸水等） ☐ 管理施設の被害状況及び対応状況（市町村施設情報含む） ☐ 水防活動状況 ☐ 土砂災害発生状況（土石流、地滑り、崖崩れ） ☐ 通行止め、孤立情報、迂回情報 ☐ 施設被害情報『道路』に関する被害情報の提供 ☐ 道路被害状況（人的被害や市町村施設情報含む） ☐ 通行止め、孤立情報、迂回情報 ☐ 緊急輸送道路の状況
③ 災害対策用機械、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣に関する情報の収集、提供	☐ TEC-FORCE 等に対するニーズに関する情報の収集 ☐ 中部地方整備局が実施し得る支援内容や活動事例の提供 ☐ 人員派遣関連（TEC-FORCE、専門家等） ☐ 災害対策機器の派遣関連（建設機械類、防災情報通信機器） ☐ 応急対策用資機材の調達関連 ☐ 映像配信関連（ヘリコプター、CCTV カメラ、ハンディカメラ、ネットワークカメラ等からの配信） ☐ ヘリコプターによる上空調査（調査箇所、搭乗者等） ☐ TEC-FORCE、ヘリコプターや照明車等の災害対策用資機材等の地方公共団体への派遣に係る調整
④ その他、特に重要と思われる情報の収集、提供等	☐ 支援に係る地方公共団体からの相談受け付け ☐ 災害対策基本法に基づく避難指示等にあたっての助言の伝達、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の事前説明の伝達、土砂災害防止法に基づく避難指示等を解除しようとする場合の助言の伝達 等 ☐ 隣県を含む広域的な被害情報の提供 ☐ 営繕施設、公園施設、都市施設（下水道等）の被害情報 ☐ ライフライン被害情報（ガス、水道、電気等）

※太字＝重要度の高い情報収集項目

5. 土砂災害防止法に基づく緊急調査に係る連携

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）の一部改正（平成 23 年 5 月 1 日施行）により、大規模な土砂災害が急迫している状況において市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、国土交通省または都道府県は緊急調査等を実施し、被害の想定される区域・時期の情報を市町村へ提供しなければならないことが法律上明確化された。土砂災害防止法一部改正に伴う対応の概要を図 5.1 に示す。

本章では、同法に基づく緊急調査に係る連携の流れや役割分担等に関する基本的な事項を定める。

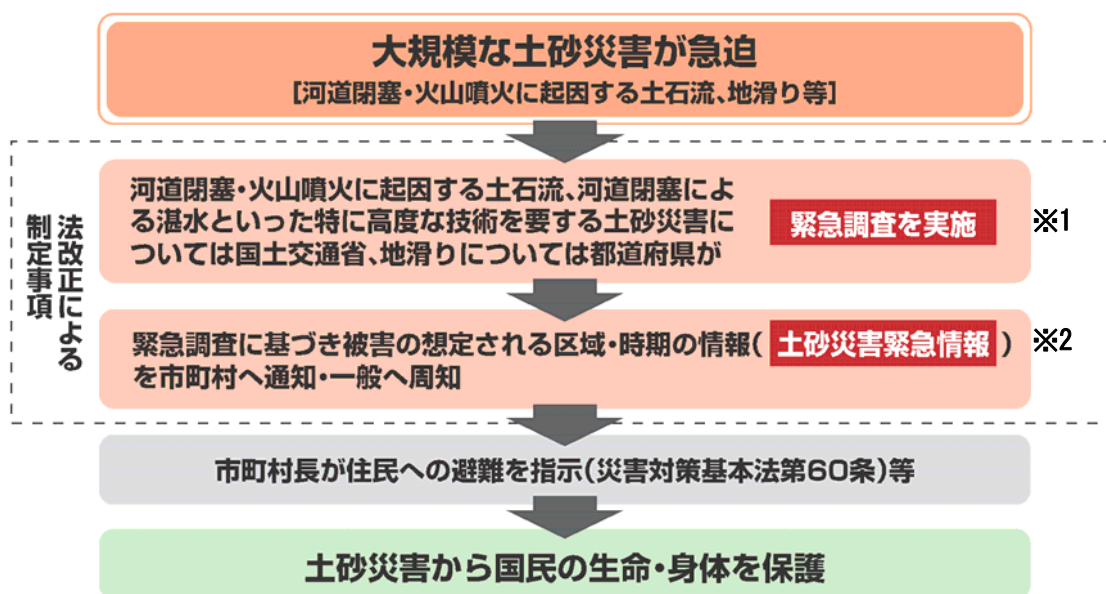


図 5.1 土砂災害防止法一部改正に伴う対応の概要

（出典：土砂災害防止法の一部改正に関するパンフレット（国土交通省砂防部砂防計画課））

※1 土砂災害防止法第 28～29 条

※2 土砂災害防止法第 31 条

5.1 緊急調査の概要

緊急調査の対象となる土砂災害の種類及び要件を図 5.2 に示す。

越美山系砂防事務所管内における緊急調査にあつては、

- 河道閉塞（河道閉塞の高さ等の確認）：国土交通省
- 地すべり（地割れ等の発生状況等の確認）：岐阜県

が実施することとなる。



図 5.2 緊急調査の概要

5.2 緊急調査に係る連携対応の流れ

天然ダム及び地すべりの緊急調査に係る連携対応の流れを以下に示す。

(1) 天然ダム

天然ダムの緊急調査に係る国、県、市町の実施内容に基づく連携対応の流れを図 5.3 に示す。

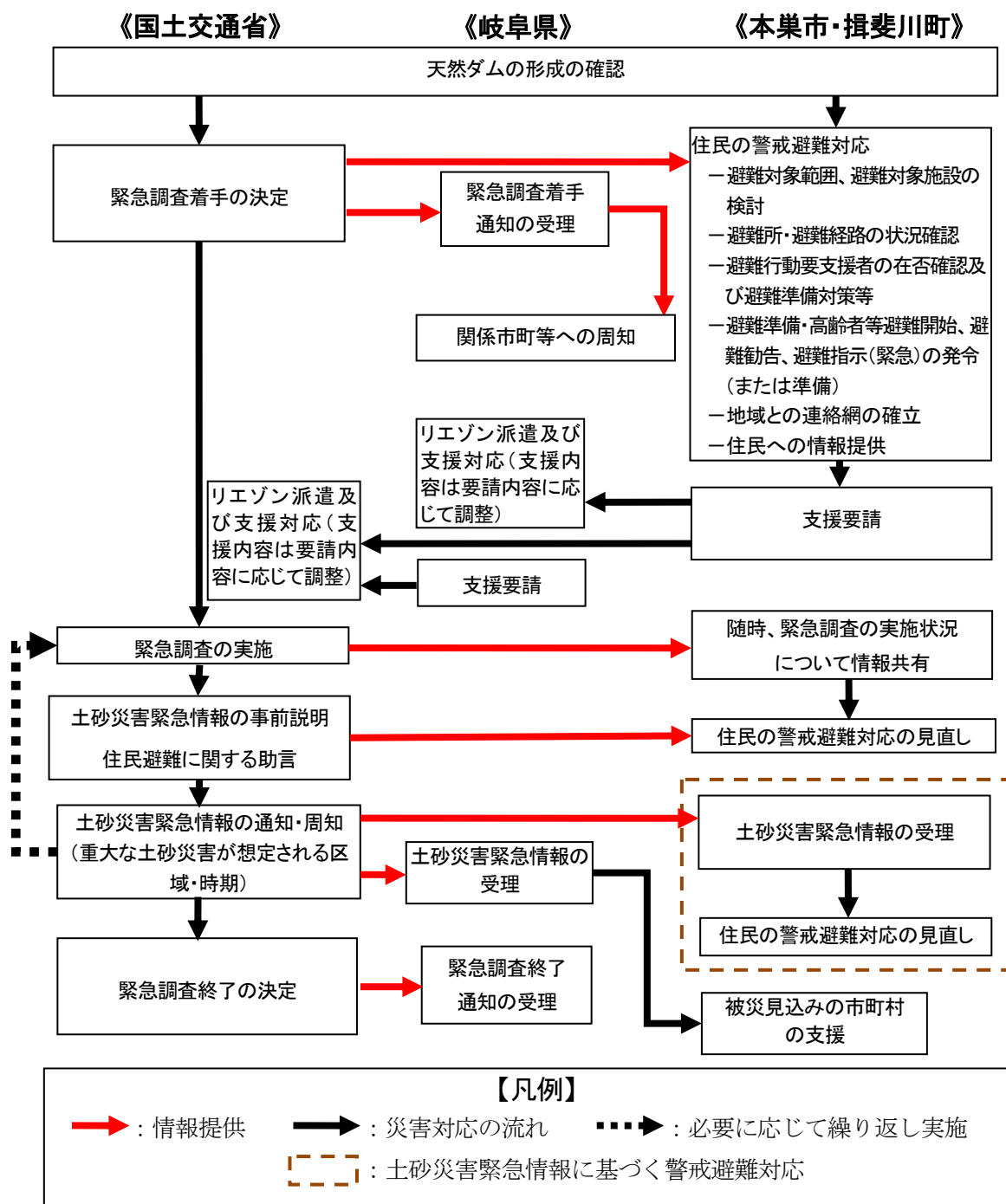


図 5.3 天然ダムの緊急調査に係る国、県、市町の連携対応の流れ

※土砂災害防止法に規定される緊急調査に該当しない場合も、上図に準じて岐阜県が対応を行うことが望ましい。

(2) 地すべり

地すべりの緊急調査に係る国、県、市町の実施内容に基づく連携対応の流れを図 5.4 に示す。

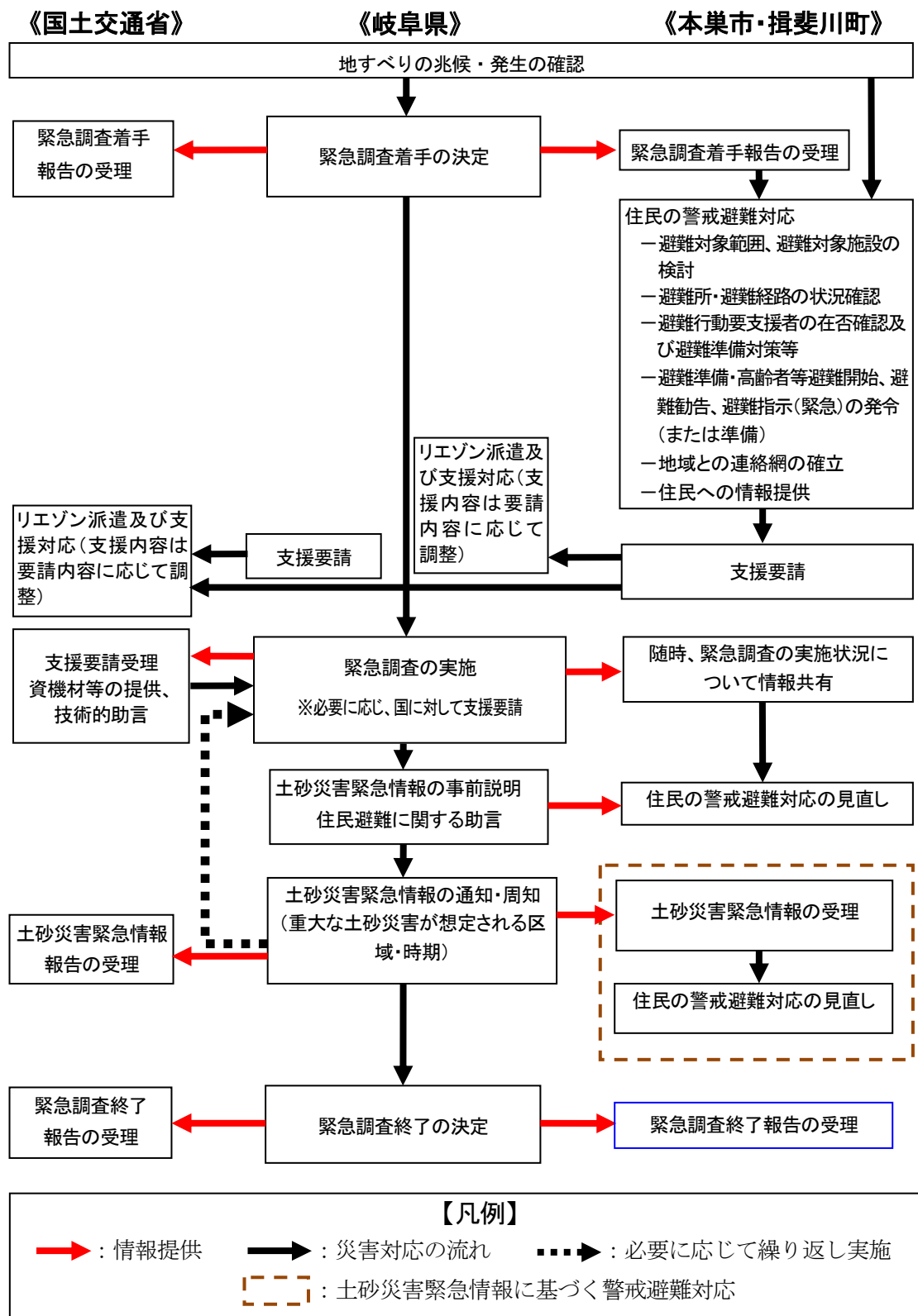


図 5.4 地すべりの緊急調査に係る国、県、市町の連携対応の流れ

資料：「土砂災害防止法に基づく緊急調査実施手引き（案）」（H24. 9、岐阜県）をもとに作成

5.3 関係機関の連携対応内容

越美山系砂防事務所管内における緊急調査は、天然ダムの場合は国が、地すべりの場合は岐阜県が一義的には実施することとなるが、その円滑な実施のため国、県、市町が適切に役割分担をして、対応するものとする。

天然ダム及び地すべりの緊急調査に係る役割分担を以下に示す。

(1) 天然ダム

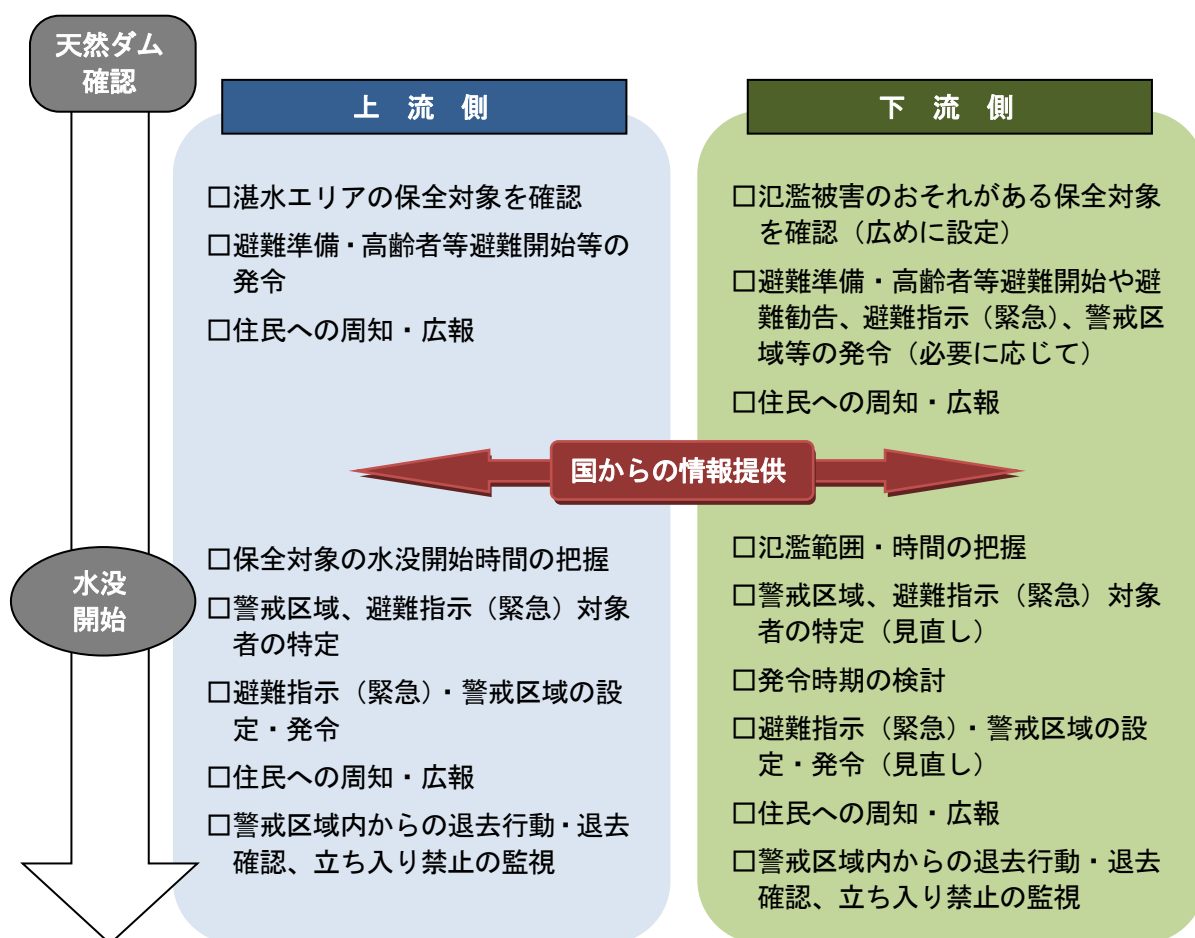
天然ダムの緊急調査に係る役割分担を表 5.1 に示す。また、国土交通省内の各組織が実施すると想定される役割分担は巻末資料 4 に整理する。

表 5.1 天然ダムの緊急調査に係る各機関の連携対応内容

タイミング	国土交通省	岐阜県	本巣市・揖斐川町
① 事象発生の確認～緊急調査着手の判断	☐ 災害発生情報の関係機関への報告 ☐ 現地確認（予備調査） ☐ 緊急調査着手の判断 ※緊急調査に該当しない場合は、国と県で対応を協議	☐ 災害発生情報の関係機関への報告 ☐ 現地確認 ☐ 県が所有する情報（斜面、河川、道路関連等）の国への提供 ☐ 緊急調査の必要性に関する国との協議	☐ 災害発生情報の関係機関への報告 ☐ 非常事態に備えた警戒避難対応（または準備） ー避難対象範囲、避難対象施設の検討 ー避難所・避難経路の状況確認 ー避難行動要支援者の在否確認及び避難準備対策等 ー避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令（または準備） ー地域との連絡網の確立 ー住民への情報提供
② 緊急調査着手～土砂災害緊急情報の提供前	☐ 岐阜県へ緊急調査着手の通知 ☐ 記者発表やHPなどを通じた住民への緊急調査着手の情報発信 ☐ 緊急調査の実施 ☐ 緊急調査結果の整理・分析 ☐ 土砂災害緊急情報の作成 ☐ 岐阜県、市町に対し、土砂災害緊急情報の事前説明 ☐ 市町から求められた場合の住民避難に関する助言	☐ 緊急調査着手の通知の市町への伝送 ☐ 県が所有する情報（斜面、河川、道路関連等）の国への提供 ☐ 市町の災害対応の支援 ☐ 支援要請 ☐ 市町から求められた場合の住民避難に関する助言	☐ 住民、土地所有者に対する緊急調査の周知 ☐ 緊急調査の実施状況等の確認 ☐ 緊急調査の実施状況等を踏まえた警戒避難対応の見直し ☐ 支援要請
③ 土砂災害緊急情報の提供後	☐ 岐阜県、市町へ土砂災害緊急情報の通知 ☐ 記者発表やHPなどを通じた住民への土砂災害緊急情報の情報発信	☐ 市町の災害対応の支援 ☐ 県管理施設に対する対応	☐ 土砂災害緊急情報の通知を踏まえた警戒避難対応の見直し
④ 緊急調査終了時	☐ 緊急調査終了の判断 ☐ 岐阜県へ緊急調査終了の通知 ☐ 記者発表やHPなどを通じた住民への緊急調査終了の情報発信 ☐ 市町から求められた場合の住民避難（避難勧告、避難指示（緊急）の解除）に関する助言	☐ 緊急調査終了の通知の市町への伝送 ☐ 市町から求められた場合の住民避難（避難勧告、避難指示（緊急）の解除）に関する助言	☐ 緊急調査終了結果を踏まえた、今後の警戒避難対応の見直しまたは終了

また、天然ダム形成時における住民への警戒避難は、天然ダムの上下流それぞれの地域での対応が必要であることに留意する必要がある。天然ダム形成後の時間経過に応じた市町の対応行動例を図 5.5 に示す。

また、市町の対応行動を行う際に、国からの提供が想定される資料イメージ（①天然ダム上流部の湛水範囲図、②天然ダム上流部の時間経過と浸水状況の相関図（H-T 曲線）、③天然ダム決壊時における下流部の浸水範囲図）を図 5.6～図 5.8 に示す（図は非掲載）。



注意）国からの情報提供が無くても、災害対策基本法に則り自治体は、可能な限り、被災前に上記行動を取ることが望まれる

図 5.5 天然ダム形成時における市町の対応行動例

(2) 地すべり

地すべりの緊急調査に係る役割分担を表 5.2 に示す。

表 5.2 地すべりの緊急調査に係る役割分担

タイミング	国土交通省	岐阜県	本巣市・揖斐川町
① 事象発生の確認～緊急調査着手の判断	☐ 災害発生情報の関係機関への報告	☐ 災害発生情報の関係機関への報告 ☐ 現地確認・調査（建設部局、農政部局、治山部局で対応の調整） ☐ 緊急調査着手の判断	☐ 災害発生情報の関係機関への報告 ☐ 非常事態に備えた警戒避難対応（または準備） ー避難対象範囲、避難対象施設の検討 ー避難所・避難経路の状況確認 ー避難行動要支援者の在否確認及び避難準備対策等 ー避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令（または準備） ー地域との連絡網の確立 ー住民への情報提供
② 緊急調査着手～土砂災害緊急情報の提供前	☐ 緊急調査着手の報告の受理 ☐ 県へ資機材等の提供、技術的助言 ☐ 市町から求められた場合の住民避難に関する助言	☐ 市町へ緊急調査着手の通知 ☐ 一般へ緊急調査着手の周知 ☐ 国へ緊急調査着手の報告 ☐ 緊急調査の実施 ☐ 緊急調査結果の整理・分析 ☐ 土砂災害緊急情報の作成 ☐ 市町に対し、土砂災害緊急情報の事前説明 ☐ 市町から求められた場合の住民避難に関する助言 ☐ 支援要請	☐ 住民、土地所有者に対する緊急調査の周知 ☐ 緊急調査の実施状況等の確認 ☐ 緊急調査の実施状況等を踏まえた警戒避難対応の見直し ☐ 支援要請
③ 土砂災害緊急情報の提供後	☐ 土砂災害緊急情報の報告の受理 ☐ 県へ資機材等の提供、技術的助言	☐ 市町へ土砂災害緊急情報の通知 ☐ 一般へ土砂災害緊急情報の周知 ☐ 国へ土砂災害緊急情報の報告	☐ 土砂災害緊急情報の通知を踏まえた警戒避難対応の見直し
④ 緊急調査終了時	☐ 緊急調査終了の報告の受理 ☐ 市町から求められた場合の住民避難（避難勧告、避難指示（緊急）の解除）に関する助言	☐ 緊急調査終了の判断 ☐ 市町へ緊急調査終了の通知 ☐ 一般へ緊急調査終了の周知 ☐ 国へ緊急調査終了の報告 ☐ 市町から求められた場合の住民避難（避難勧告、避難指示（緊急）の解除）に関する助言	☐ 緊急調査終了結果を踏まえた、今後の警戒避難対応の見直しまたは終了

6. 施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携

大規模な土砂災害の発生時、またはそのおそれのある時には、国土交通省及び岐阜県が管理する砂防関連施設、及び土砂災害危険箇所の緊急点検が必要になる。このため、必要に応じて、相互に緊急点検の支援を行い、迅速な応急対策や二次災害の防止に資する。本章では、施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携の手続き等に関する事項を定める。

各機関の管理施設の数及び土砂災害危険箇所等の数を表 6.1～表 6.3 に示す。

表 6.1 本巣市・揖斐川町における砂防施設数（砂防堰堤、溪流保全工、床固工等）

	揖斐川町	本巣市
直轄施設（越美山系砂防事務所管内）	101 施設	80 施設
県管理施設（溪流保全工を除く）	245 施設	228 施設

（平成 28 年 3 月時点）

表 6.2 本巣市・揖斐川町における土砂災害危険箇所数

	揖斐川町	本巣市
急傾斜崩壊危険箇所	314	182
土石流危険溪流	147	92
地すべり危険箇所	1	1

（平成 28 年 3 月時点）

表 6.3 本巣市・揖斐川町における土砂災害（特別）警戒区域

	揖斐川町	本巣市
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	804	352
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	740	314

（平成 28 年 3 月時点）

※「ぎふ土砂災害防止法ポータル」(<http://portal.gifugis.jp/sabo/koji/ichiran.html>) から県内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況が確認可能

表 6.4 に上記施設、指定箇所に係る台帳等の管理者及び保管場所を整理する。

表 6.4 管理施設、危険箇所等の管理者及び保管場所一覧

区分	管理者	保管場所（媒体）
砂防施設台帳	直轄管理施設	越美山系砂防事務所
	県管理施設	岐阜県
土砂災害危険箇所カルテ	岐阜県	
土砂災害（特別）警戒区域調書	岐阜県	
	本巣市	
	揖斐川町	

6.1 緊急点検に係る連携対応の流れ

地震時には、大規模な土砂災害が発生する可能性が高く、また地震発生後も降雨等により、二次的な土砂災害が発生する危険性がある。

二次災害による被害の拡大防止に有効な応急対策を実施するために、国、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者は連携して、二次災害発生危険性の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

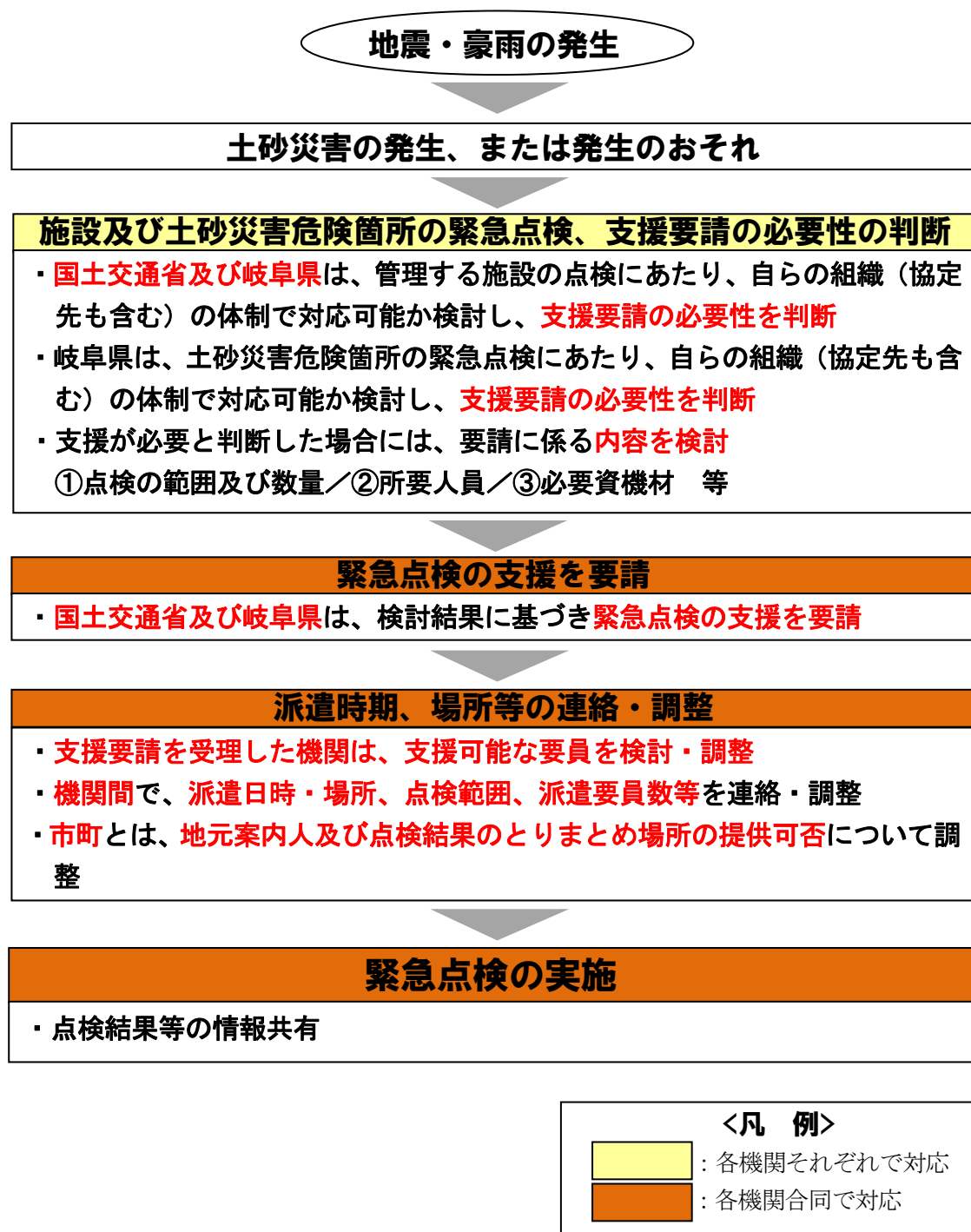


図 6.1 施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携対応の流れ

6.2 土砂災害危険箇所緊急点検における連携体制

土砂災害危険箇所の緊急点検は、災害発生後、5～7日程度の期間内に全箇所を点検することとなっている。緊急点検は、岐阜県が実施することを基本とする。ただし、最大震度6弱以上の地震が発生した場合及び大規模土砂災害が発生した場合には、点検対象箇所が多数、広範囲となり、被災県単独で実施できない可能性が高くなるため、国土交通省および他の都道府県に支援を要請する可能性が高い（人員が足りない場合は、TEC-FORCEの支援を要請してもよい）。

以上のように土砂災害の緊急点検には、各機関が緊密に連携して対応を行う必要があり、国、県、市町の役割分担を表6.5に示す。

表 6.5 土砂災害危険箇所の緊急点検に係る役割分担

	国土交通省	岐阜県	本巣市・揖斐川町
平常時	☐ 危険箇所データの受理、確認 ☐ 点検要員の人材育成	☐ 危険箇所データの整理、提供 ☐ 点検要員の人材育成	—
災害時：点検開始前 （震度5強以上の地震等）	☐ 地震情報、被災情報の収集 ☐ 支援要請の受理、国土交通省内での共有 ☐ 支援チームの結成 ☐ 支援チーム現地本部の設置 ☐ 市町等関係機関への周知 ☐ 点検資料の準備（岐阜県と協力） ☐ 班別点検範囲の検討 ☐ 点検方針（連絡体制、中止基準）の検討・周知	☐ 地震情報、被災情報の収集 ☐ 点検箇所数の把握 ☐ 必要点検班数の検討 ☐ （必要に応じて）支援要請（国、砂防ボランティア等） ☐ 市町等関係機関への周知 ☐ 点検資料の準備（越美山系砂防事務所と協力） ☐ 班別点検範囲の検討 ☐ 点検方針（連絡体制、中止基準）の検討・周知	☐ 地震情報、被災情報の収集 ☐ 住民等への周知（緊急点検の実施、緊急時における一時退避等の対応）
災害時：点検開始後	☐ 点検結果とりまとめの支援 ☐ 点検結果の公表	☐ 点検結果の確認 ☐ 点検結果とりまとめ ☐ 点検結果の公表 ☐ 危険度A・B箇所のフォローアップ※	☐ 点検結果の住民への周知

※危険度A・B箇所のフォローアップ：緊急点検結果の報告を受け、危険度ランクA（直ちに応急対応するもの）またはB（再調査後対応を決めるもの）の箇所について、それぞれ応急対応、二次点検を検討する。また、調査結果を保存・管理し、カルテの更新等を行う。（「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」より）

なお、揖斐川町及び本巣市を対象に以下の条件で土砂災害危険箇所の点検を実施した場合、点検に必要な人員は延べ50班、150人となる（支援チーム現地本部要員を除く）。

- 対象箇所数：737箇所（揖斐川町：462箇所、本巣市：275箇所）
- 一日一班当たり点検箇所数：15箇所
- 一班当たり人数：3人

7. 災害対策用資機材等の相互支援

大規模な土砂災害の発生時には、各機関が保有する災害対策用資機材を相互に貸与するため、また専門家等人的資源の相互支援のための調整を行い、円滑かつ迅速な応急対策の実施に資する。本章では、災害対策用資機材、ならびに人的資源の相互支援の手続きを整理する。また、巻末資料に国土交通省による支援メニューを整理する。

7.1 災害対策用資機材支援

各機関（国交省、岐阜県、本巣市、揖斐川町、岐阜土木工業会、揖斐建設業協会、他）が保有する災害対策用資機材の支援に係る連携対応の流れを図 7.1 に示す。また、各機関が保有する資機材及び支援要請の際の様式を巻末資料に整理する。

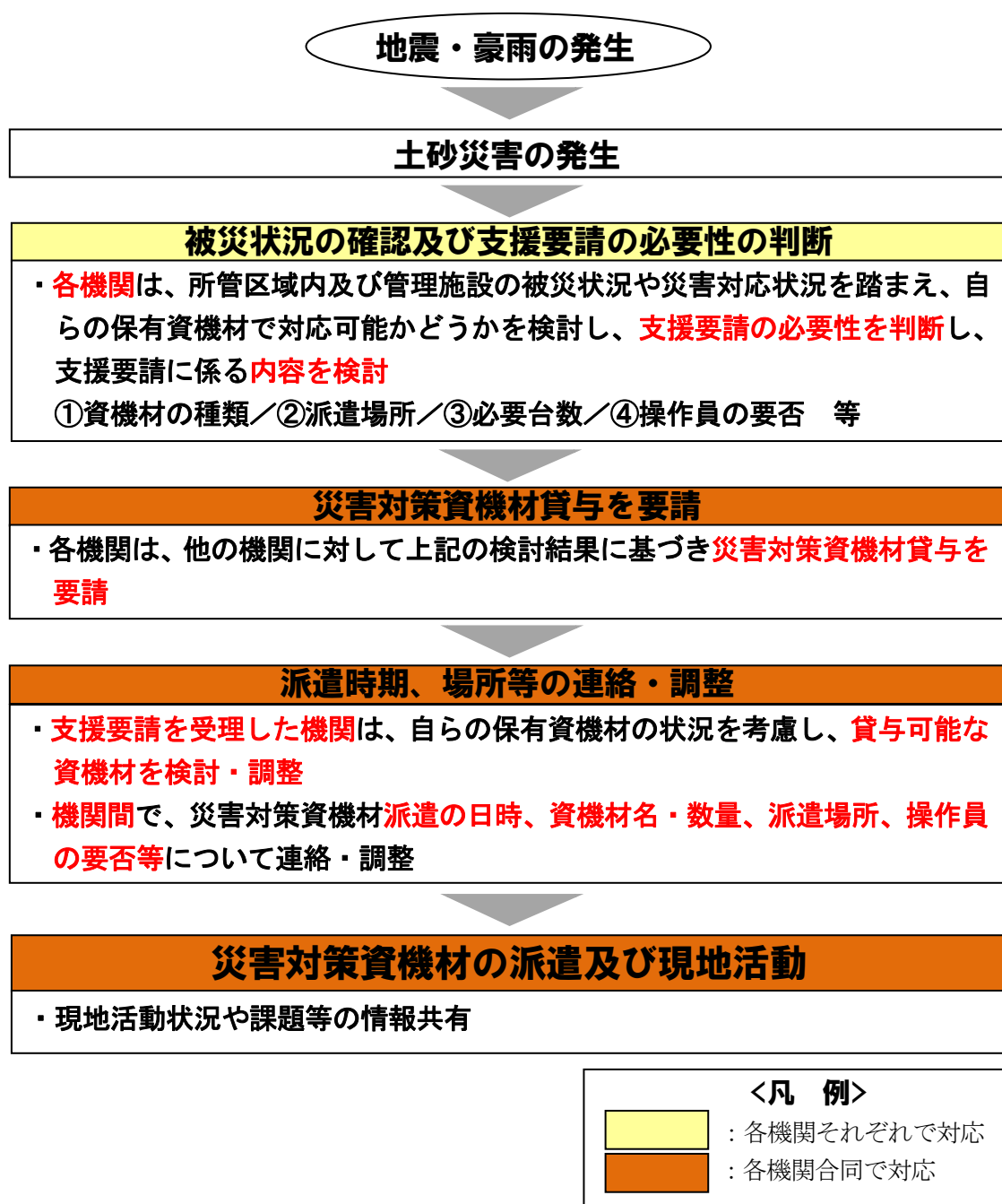


図 7.1 災害対策用資機材の支援に係る連携対応の流れ

7.2 人的支援

各機関の人的資源の支援に係る連携対応の流れを示す。

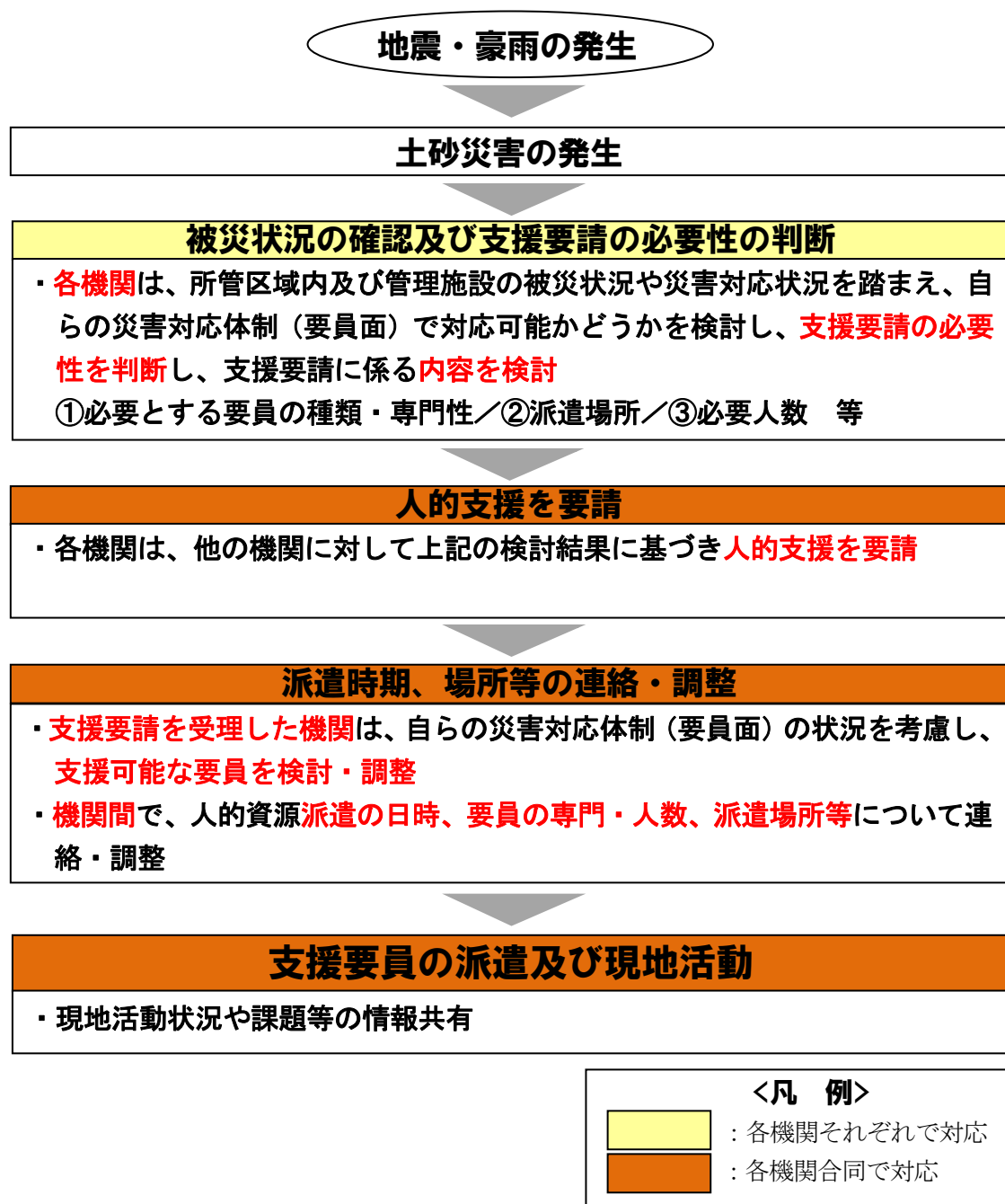


図 7.2 人的支援に係る連携対応の流れ

7.3 応援要請の方法

大規模な土砂災害等が発生、または発生のおそれがあり、関係機関の応援を必要とする場合、「巻末資料1 主要関係機関の連絡窓口」に第一報を連絡し、応援要請するものとする。

- 応援が必要な対応の内容
- 資機材の種類、専門家の分野、ならびにこれらの数量
- 応援が必要な時期
- 派遣場所 など

応援要請する際には、上記事項を含め、必要な事項を可能な限り具体的に記載した様式（巻末資料5に掲載）等を要請先に送付し、要請内容を確認するものとする。

8. 住民等への情報提供に係る連携

大規模な土砂災害等が発生した場合には、社会的な反響が大きいことから、各行政機関が実施する各種の災害対応について適時一般住民やマスコミ等にその内容を提供し、混乱の未然防止やアカウントビリティ向上に努めるとともに、一般住民等の理解・協力を促進し、迅速かつ円滑な災害対応に資する必要がある。本章では、住民等の情報提供に際して、国、県、市町による連携に係る基本的な事項を定める。

災害発生時において住民が求める情報（住民に伝えなければならない情報）は、以下の通りである。

- 【自身に関する災害情報】自分や家族等の土地、家屋等が被害を受けていないか、危険にさらされていないか
- 【自身に関する警戒避難情報】自分や家族等は避難しなくてはならないか、いつどこに避難するのか
- 【防災体制情報、災害情報全般】現在の災害の全般的な状況はどうなっているか
- 【交通規制情報】道路は通行できるか、公共交通機関は運行しているか
- 【応急・復旧対策情報】今後の対策や復旧の見通しはどうなっているか

以上の情報を提供する際の手法は以下の4つが基本となる。①～③について、災害対応の段階に応じた実施のタイミング（例）を表8.1に示す。

- ①記者発表
- ②記者会見
- ③住民説明会
- ④住民などからの問い合わせ対応

表 8.1 時間経過に応じた情報提供のタイミングと内容（例）

段階	①記者発表	②記者会見	③住民説明会
第1段階 初動対応の実施中、災害情報が少ない段階	- 各機関の災害体制【体制変更の都度】 - 各機関が入手した被災情報や対応状況【随時⇒定時】	左記の記者発表のうち、各機関が重要と判断した内容【必要性を判断した時】	—
第2段階 天然ダム、地すべり等の調査が進行し、今後の災害対応について、見直し変更、確認調整を要する段階	- 随時更新される被災状況等の調査結果【調査結果の整理の都度】 - 土砂災害緊急情報【緊急調査の取りまとめ時】 - 応急対策、緊急対策の実施状況【対策内容決定時、実施中、実施後】	左記の記者発表のうち、各機関が重要と判断した内容【必要性を判断した時】	- 緊急調査の実施内容【緊急調査の実施時】 - 土砂災害緊急情報の内容【土砂災害緊急情報の通知後】 - 応急対策、緊急対策の実施状況【対策内容決定時】
第3段階 復旧・復興を実施する段階	- 本復旧対策の実施状況【対策内容決定時、実施中、実施後】 - 対策の長期化に伴う一時帰宅の予定【一時帰宅決定時】	左記の記者発表のうち、各機関が重要と判断した内容【必要性を判断した時】	対策の長期化に伴う一時帰宅の予定【一時帰宅決定時】

住民等に情報提供する際には以下の事項に留意して国、県、市町が連携して対応するものとする。

①記者発表

- 事前に発表内容の共有に努める。

②記者会見

- 会見内容について事前に共有するとともに、必要に応じて内容の調整を行う。
- 特に、土砂災害緊急情報の周知にあたっては、関係機関との事前調整を可能な限り実施するよう努める。
- 国、県、市の合同記者会見は、越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会実施後に行うことが望ましい。

③住民説明会

- 越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会等を活用して、実施のタイミングや各機関が準備する資料等に関する調整を行う。
- 原則として、関係機関合同で実施するよう努める。

④住民などからの問い合わせ対応

- あらかじめ各機関が有する情報の共有に努め、問い合わせがあった場合にたらい回しにしない。

9. 災害時における越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会の緊急開催

越美山系砂防事務所管内で発生した大規模土砂災害に対して、速やかにかつ効率よく災害対応を行うためには、国、県、市町間の緊密な情報共有や調整が重要となる。このため必要に応じて、その場で判断可能な権限を持つ関係者が集まり、必要な連絡や調整を行う「越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会」（以下、「連絡調整会」という）を開催する。本章では連絡調整会の設置・開催に必要な事項を定める。

9.1 連絡調整会開催までの流れ

連絡調整会開催までの流れを図 9.1 に示す。

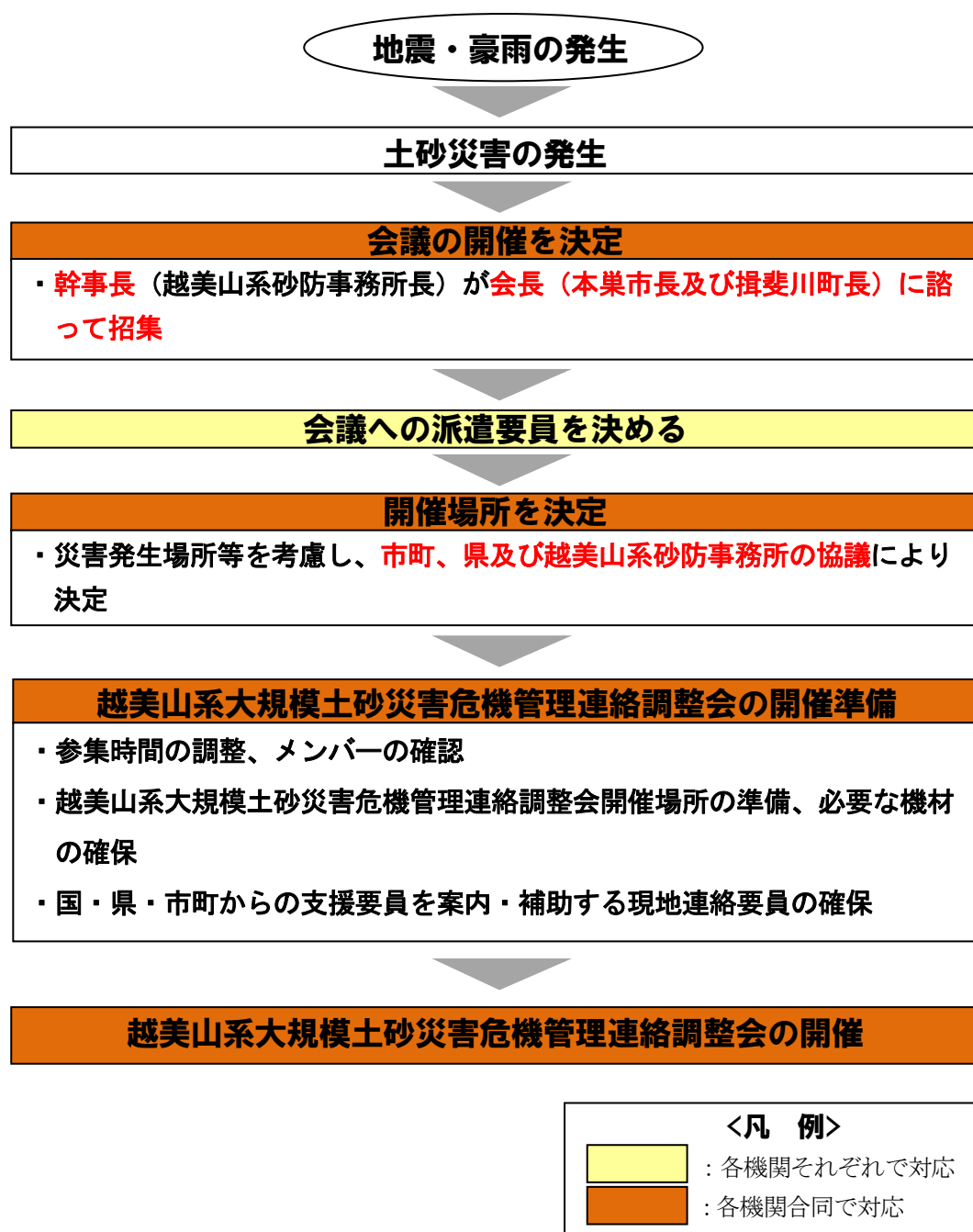


図 9.1 連絡調整会開催までの流れ

9.2 連絡調整会開催の判断と協議事項

(1) 開催の判断

連絡調整会は、大規模土砂災害等の発生時において、災害の状況や各機関の対応状況等を勘案したうえで開催可否を判断し、関係者が一同に会して情報共有や調整を行うことが必要な場合に開催するものとする。例えば、県や市町に災害対策本部が設置され、本部会議に他の関係機関が参加して必要な調整を行うことができる場合など、連絡調整会を開催しなくてもその目的を達成することができる時には、他の会議で代替することも可能である。

連絡調整会の開催は、幹事長（越美山系砂防事務所長）が会長（本巣市長及び揖斐川町長）に諮り招集するものとする。

(2) 協議事項

大規模土砂災害の状況に応じた連絡調整会の協議事項例を表 9.1 に示す。

表 9.1 連絡調整会の協議事項（例）

大規模土砂災害等の状況	協議事項（例）
第1段階 初動対応の実施中、災害情報が少ない段階	①各機関が収集した災害情報の共有 ②各機関の初動対応状況の情報共有 ③被害状況調査や応急対策等に係る役割分担の協議・調整
第2段階 天然ダム、地すべり等の調査が進行し、今後の災害対応について、見直し変更、確認調整を要する段階	①各機関が収集した災害情報の共有 ②天然ダム、地すべり等に対する調査分析結果の情報共有 ③各機関が実施している応急対策等の実施状況の情報共有 ④市町が実施している住民の警戒避難対応の情報共有 ⑤国・県による住民避難に関する助言 ⑥応急対策等の役割分担の協議・調整 ⑦被災地支援に関する協議・調整
第3段階 復旧・復興を実施する段階	①各機関が実施している応急対策等の実施状況の情報共有 ②同時多発型災害の場合の対応の優先順位の調整 ③市町が実施している住民の警戒避難対応の情報共有 ④復旧・復興対策等の役割分担の協議・調整 ⑤住民の一時帰宅に関する協議・調整（タイミング、単位、安全確保） ⑥被災地支援に関する協議・調整

※各段階で複数回の会議を実施する可能性もある

9.3 連絡調整会の運営

(1) 体制

連絡調整会の参加者は、表 9.2 に示すとおり越美山系砂防事務所、木曽川上流河川事務所、岐阜県岐阜土木事務所及び揖斐土木事務所、本巣市、揖斐川町、水資源機構徳山ダム管理所の長を基本としつつ、対象となる現象の状況や、各機関の災害対応の状況にあわせて適宜調整するものとする。また、連絡調整会の事務局は越美山系砂防事務所に置く。

参集が困難な場合には、テレビ会議を実施する等、臨機応変な会議形態による対応を検討する。

表 9.2 連絡調整会の参加者

参 加 機 関		参 加 者
参加機関	越美山系砂防事務所	事務所長
	木曽川上流河川事務所	事務所長
	岐阜県揖斐土木事務所	事務所長
	岐阜県岐阜土木事務所	事務所長
	本巣市	市長
	揖斐川町	町長
	水資源機構徳山ダム管理所	管理所長
必要に応じて呼びかける機関等	岐阜県県土整備部	
	中部地方整備局	総合土砂管理官
	警察署（北方警察署、揖斐警察署）	
	消防署（本巣消防事務組合消防本部・北消防署、揖斐郡消防組合消防本部）	
	建設業協会（（社）岐阜土木工業会、（社）揖斐建設業協会）	
	電力関係（中部電力など）	
	学識経験者	

(2) 開催準備

開催までに各機関で準備すべき事項を表 9.3 に示す。

表 9.3 連絡調整会開催までの準備事項

	項目	備考
☐	会議開催の判断	幹事長（越美山系砂防事務所長）が会長（本巣市長及び揖斐川町長）に諮り招集
☐	会議メンバーの調整決定	規約に基づき会員を基本としつつ、各機関と調整
☐	議題の調整	原案を事務局が作成し、各機関と調整
☐	開催日時、場所の選定	原案を事務局が作成し、各機関と調整
☐	連絡調整会の開催場所の準備	原則として事務局が実施し、開催場所の所有者（管理者）がこれに協力
☐	連絡調整会資料の作成	議題（参考：表 9.1）に準じて作成する資料項目を事務局が中心となって調整し、各機関が作成
☐	連絡調整会の備品の準備	原則として事務局が実施し、開催場所の所有者（管理者）がこれに協力

10. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の受入れに係る連携

緊急災害対策派遣隊（以下、「TEC-FORCE」という）は、自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災した県や市町が行う災害応急対策に対し技術的な支援を実施する組織である。TEC-FORCE は、国土交通省が国土交通防災業務計画に基づき、各地方整備局等を単位として設置され、災害時にはあらかじめ選任された職員が派遣される。本章では、TEC-FORCE の概要及び TEC-FORCE 受入れ側としての役割を定める。

10.1 TEC-FORCE の概要

TEC-FORCE の具体的な任務を図 10.1 に、構成を図 10.2 に示す。

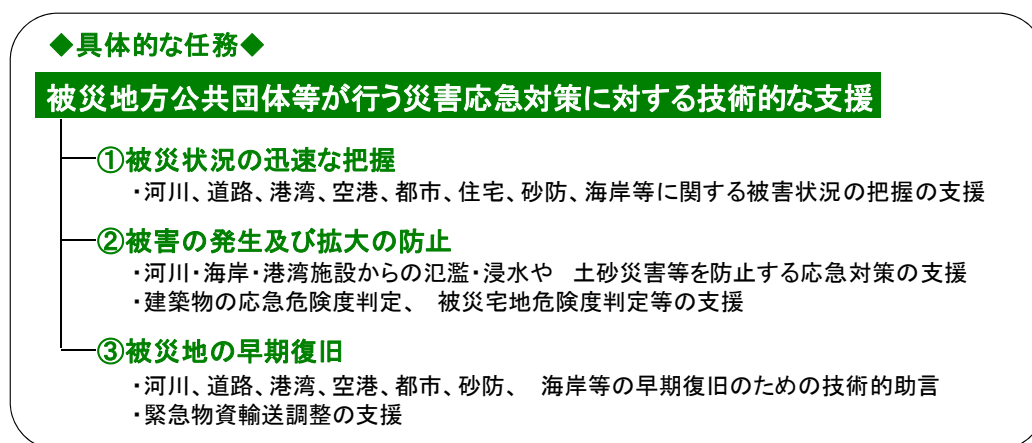


図 10.1 TEC-FORCE の任務

◆TEC-FORCEの構成◆

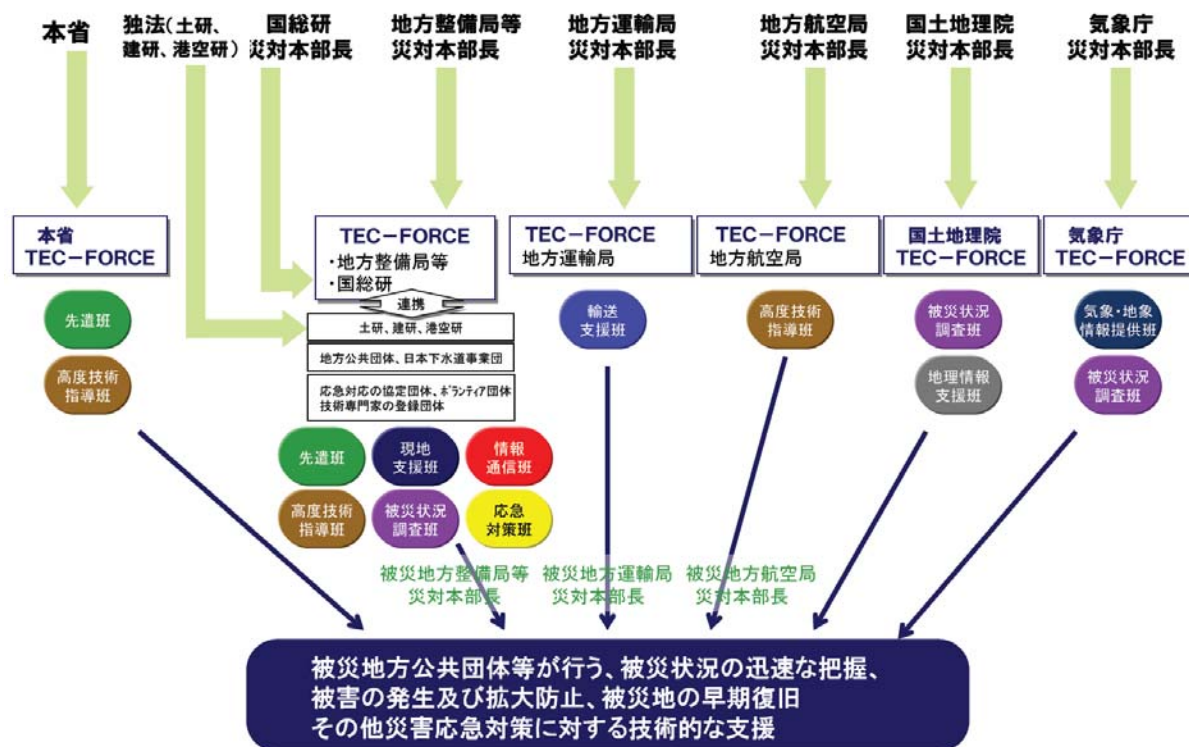


図 10.2 TEC-FORCE の構成

TEC-FORCE の派遣基準は中部地方整備局「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）派遣・受入マニュアル」に示されており、甚大な災害が発生し、情報収集等を行う必要があると認めた場合、又は本省から TEC-FORCE の派遣指揮がなされた場合、局内に応援対策本部を設置するものとされている。

応援対策本部を設置し、情報収集等を行う必要があると認められる激甚な災害とは、次のような場合とされている。

- ① 震度 6 弱以上（東京 23 区の場合は震度 5 強以上）の地震が発生した場合
- ② 地方整備局等の本局が被災しその本部機能等が一部停止した場合、またはそのような状況に陥ったと考えられる場合
- ③ 河川堤防が破堤し、市街地等における浸水被害が広範囲に及んだ場合
- ④ 当該する災害にかかり都道府県知事が自衛隊に派遣要請をした場合
- ⑤ 当該する災害にかかり都道府県知事から国土交通本省または地方整備局等に支援要請があった場合

TEC-FORCE の班の種類及び役割を、表 10.1 に示す。

表 10.1 TEC-FORCE の班の種類と役割

班の種類	役割
①先遣班	先行的に派遣され、被災状況、必要とされる応援・支援の規模を把握のうえ、事後の支援活動の内容を判断するための情報を中部地方整備局へ報告
②現地支援班	現地の TEC-FORCE 各班及びそれぞれ指揮を受ける災害対策本部との連絡調整、災害情報、応急対策活動状況等の情報収集、被災地の支援ニーズの把握等を実施
③情報通信班	被災状況の映像の配信、電話等の通信回線の構築
④高度技術指導班	特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導
⑤被災状況調査班	
1) 災害対策用ヘリコプターグループ	災害対策用ヘリコプターにより、被災状況を把握
2) 現地調査グループ	踏査等により、被災状況を把握
⑥応急対策班	ポンプ排水、応急仮閉め切り、土砂の撤去、迂回路の設置等の応急対策を実施
⑦広報・ロジ班	TEC-FORCE の現地での活動状況を記録し、広報・ロジ活動を行う。
⑧その他	必要に応じてその他の班を設置することができる

10.2 TEC-FORCE 受入れ準備

大規模な土砂災害等が発生し、TEC-FORCE を受け入れることになった場合、国、県、市町は表 10.2 に示す役割分担により、受入れ体制を構築する。

現地支援センターの選定にあたっては、表 10.3、表 10.4 を踏まえつつ、国、県、市町間で調整を行うとともに、国、県、市町が協力して、表 10.5 に示す準備を行うものとする。

表 10.2 TEC-FORCE 受入れにあたっての役割分担

機関	役割
中部地方整備局、 越美山系砂防事務所 等	・ 本省災害対策室への応援要請 ・ TEC-FORCE 受け入れに係る連絡調整担当窓口の設置 ・ 被災自治体等との連絡調整 ・ 現地支援センターの確保 ・ 前線基地の設置 ・ 業務に必要な機器類（マイクロ電話、PC 等）の配備
岐阜県	・ 被災状況等に関する被災地整との情報共有 ・ 現地支援センターの確保に係る被災地整との連絡調整、利用可能な施設の提供 ・ 土砂災害危険箇所等の点検におけるカルテ等の資料提供
本巣市 揖斐川町	・ 被災状況等に関する被災地整との情報共有 ・ 現地支援センターの確保に係る被災地整との連絡調整、利用可能な施設の提供 ・ TEC-FORCE 及びその活動に係る住民への周知、住民理解の推進

表 10.3 現地支援センター候補施設

施設名	住所	電話番号	FAX
岐阜土木事務所	岐阜市薮田南 5-14-53	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX
揖斐土木事務所	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1	XXXX-XX-XXXX	XXXX-XX-XXXX
本巣市根尾分庁舎	本巣市根尾板所 625-1	XXXX-XX-XXXX	XXXX-XX-XXXX
本巣市本庁舎	本巣市文殊 324	XXXX-XX-XXXX	XXXX-XX-XXXX

表 10.4 現地支援センター選定時における留意事項

☐	マイクロ電話、クライアントパソコン等、業務に必要な機器類を配置（利用）することができる作業環境を有する。
☐	被災地方公共団体を支援する場合は、当該地方公共団体の本庁舎もしくはその近傍が望ましい。
☐	中部地方整備局が管理する施設について応援を受ける場合は、本局災害対策本部もしくは応援を受ける地域に近傍する災害対策支部と同一場所に設置することを基本とする。
☐	極力、電気、水道等のライフラインが確保されている、もしくは、発災直後は確保されずとも、早急にこれらの復旧が見込める地域を選定する。
☐	災害が広域にわたる場合は、複数の現地支援センターを設置する必要がある。
☐	設置スペースは、TEC-FORCE の体制及び設備状況も考慮した上で、災害対策本部車、衛星通信車、連絡車、仮設トイレ等が配置できる広さを確保するものとする。

表 10.5 TEC-FORCE 受入れ準備事項

☐	連絡用通信機器設置に係わる設備
☐	作業設備（県・市町） （ ☐ 机 ☐ イス ☐ 電話 ☐ FAX ☐ PC ☐ 電源 ☐ コピー機など）
☐	地図、調査カルテ等の災害調査関連資料
☐	TEC-FORCE が入る地域に精通した職員で派遣できる人数を確認
☐	病院・宿泊施設等に係わる情報の提供

